

政策資料

47—1962・9

特集 圧迫される日本経済—自由化くりあげの背景
大学管理制度改革のねらいとわが党の態度

日本社会党政策審議会

目 次

インタビュー

社会党の政権獲得構想

——勝間田政審会長に聞く—— (3)

政策の焦点

人事院勧告の問題点

——無視された定員外職員—— (4)

▶人事院勧告に関する申し入れ (6)

日米加漁業条約の歴史的背景 (7)

▶日米加漁業条約に対する態度 (9)

▶日米加漁業条約に関する申し入れ (11)

産投特別会計法の改正をめぐって (12)

特集 1 圧迫される日本経済

——自由化繰り上げの背景—— (13)

▶貿易自由化に対するわが党の態度 (17)

▶当面の貿易自由化に対する態度 (18)

特集 2 大学管理制度改革のねらい

とわが党の態度 (20)

▶教育についての基本的態度と

当面の教育問題についての対策 (23)

▶中央教育審議会の原案 (26)

代表質問

平和と国民の生活を守るために

矢尾喜三郎、片島港、近藤信一、吉田法晴 (28)

資料

第41臨時国会対策方針 (49)

臨時国会にのぞむ態度 (49)

農業構造改善事業にたいする党の態度 (50)

住民税の負担軽減に関する臨時措置法案 (51)

災害対策要綱 (52)

災害対策法律案要綱 (53)

失対打ち切りに関する申し入れ (56)

東北電力料金値上げに対する申し入れ (56)

政治日誌 (4)

あとがき (56)



勝間田政審會長

この政権獲得という問題は、たまたまに国民に訴えるだけのペーパー・プランをつくることではない。つまり、政権獲得の目標を意識し、それを計画化し実践化し、保守反動と対決することによって、ジリジリと政権にせまっていくための、党の組織づくりと日常闘争の課題を明らかにすることにある。

——具体的にはどういうことですか。

まず第一に、いまの五万党员とい

全国の末端にまで党オルグを配置すると共に、これを支える党財政の確立ができないならば、二十万の党を建設することは不可能であるし、また、社会党単独政権の樹立も不可能である。

——来年の地方選挙は、この構想を実現するうえでも重要なと思いますが、選挙対策について。

原則的には、選挙対策を計画化して、選挙闘争のスケジュールをもつ

さらに国民運動の面では、政権構想と党的政策の関係について、政権は反独占国民戦線に支えられた、党の政護憲民主中立の政権であるから、国民運動のなかに党政権樹立の世論とこれを支持する状勢をうみだすような政治指導を強めていく必要がある

日本社会黨の政権獲得構想 —勝間田政審会長に聞く

なら、何をどのようにするかを、積極的に打ちだす必要がある。
そのためにも、党が独占からの寄付金に依存している現状を打破して

面では、党の政
様に支えられた、

あくまでも労働者、農民から支持されたかたちが確立されなければならぬ。

この際、党は大衆に対する責任をうけ、痛感して、広汎な大衆から信頼をうける党風をつくる必要がある。つまり今まででも実践活動を通じて、大衆の手でつくりださなければ、政権構想の前提もまたできない。

インタビュー

人事院勧告の問題点

—無視された定員外職員—

人事院はさる八月一〇日政府ならびに国会に対して、一般職国家公務員の給与改訂についての勧告を行なった。今回の勧告の内容は、①平均給与六・六%のベース・アップ（平均一・七五四円）を行なうとともに俸給表の号俸改正を遂次実施していく。本年度末には最終的に平均給与七・九%（二、一一三円）の引上げを行なう、②期末・勤勉手当を〇・三カ月分増額し、年間三・七カ月分とする、③初任給については大学卒上級試験合格者および短大卒中級試験合格者は一、四〇〇円、高校卒初級試験合格者は一、二〇〇円引上げる、④行政職俸給表の五、六、七等級（係長、課長補佐クラス）および他の職種のこれに相当する各等級（助教授、講師クラス）の給与の号俸の刻み方を改ため現行四年間隔のところを三年間隔に縮約する、⑤土曜日の宿日直手当を四二〇円の範囲で支給する、等がその骨子である。この勧告は、國家公務員法第二八条および一般職の給与に関する法律二条にもとづいて、給与報告にあわせて給与の改訂を行なつたものである。

本来、人事院の任務は、団交権争議権等の労働基本権を剥奪された公務員労働者の賃金労働条件

権利を擁護するところにある。給与については、民間給与が公務員のそれを5%以上上まわった場合、その官民給与格差を解消するための給与の引上げ勧告を行なわなければならないことになつてゐる。しかし今回の人事院勧告の内容をみるとそれはさまざまの問題を含んでゐるといつてよい。率直にいって人事院の論理には巧妙な作為がみられるのである。

第一にあげられることは、給与改訂の前提となる民間賃金の実態の統計方法についての問題である。労働省の毎月勤労統計調査によれば、昨年四月から本年四月まで一年間の民間賃金の上昇率は一三・三%に達している。これは官民給与に一三・三%の格差があることを示してゐる。ところが人事院の職種別民間給与実態調査によると、それが九・三%となり、きわめて低くおさえられてゐることである。これは毎月勤労統計が三〇人以上の規模の民間事業所を調査対象としているのに対し、人事院のそれは五〇人以上規模の事業所（約六、一〇〇カ所、二七万人）を無作為抽出しているところに問題がある。労働省の調査の方法がそのまま対象を拡げているだけに、より正確な実態をつ



7・12

吉田元首相、日米協会で「核装備辞さぬ覚悟が必要」と強調

7・14

社党、全国国民運動委員長会議

7・14

自民党大会で池田総裁を再選

7・17

政府経済白書発表

7・18

池田改造内閣発足

7・20

社党、石炭政策で政府に申入れ

7・20

創価学会「公明会」結成を宣言

7・21

ラオス政府中立声明

7・21

憲法問題東海地区公聴会（名古屋）社党、ソ連核実験再開声明にソ連大使館へ抗議

7・23

自民、PTA協会設立を内定

7・23

中央児童審議会答申

7・23

原水協拡大常任理事会、ソ連実験に抗議

7・25

第四一国会闘争方針発表

7・25

平和経済計画会議「国民の経済白書」発表

7・26

表 国民年金審議会、福祉年金充実で答申

7・26

社党、全国地方オルグ会議（日光）

7・27

社党、原水禁大会への方針発表

7・31

▽国立大学協会（委員長平沢京大総長）大

8・1

学管理の中間報告案発表
日米安保協議会（二年ぶり）

▽池田・ブーマ会談

かんでいるといつてよい。しかも、人事院の無作為抽出による調査対象には、不安定企業あるいは新設企業などの賃金体系水準についてきわめて疑問のあるものまで含まれることになる。これは統計上の巧妙なゴマカシ以外の何ものでもない。

第二には、勧告の給与引上げ率に問題がある。人事院は官民給与格差の実態を九・三%と低くおさえて報告しているが、一步ゆずつてそれがある程度妥当性をもつとしても、それならば何故九・三%そのままの引上げ勧告を行なわなかつたかということである。しかも純粹のベース・アップは六・六%にすぎないのである。人事院がいうように

七・九%の給与引上げが達成されるためには、五月一日実施ということは絶対的な前提条件である。人事院のこの論理は、給与の引上げを巧みに体系の改訂の中に埋没させていわけである。第三には、人事院がこのようない不當な勧告を行なわざるをえなかつたところの背景についての問題である。人事院がその勧告を実質七・九%の引き上げにとどめた理由は、当面の景気調整下において、三〇〇万人に近い公務員関係労働者の給与が一齊に引上げられることによって起る経済界への影響を考慮にいれたことにほかならない。現在進められている景気調整策は、政府・独占資本の高度成長政策の行きすぎの結果であって、労働者に何らの責任もないことは明らかである。さらにま

た、高度成長政策にもとづく異常な設備投資が今後過剰生産を生じ、操短を招く傾向にあることへの懸念や米国景気の後退によって、国際収支の危機が再燃することが予想される情勢にあるだけに、今回の勧告が民間給与へハネ返ることを憂慮している点にある。日経連も今年の春闘相場が昨年より低率であったから勧告も前年を下まわるべきだと主張しているわけだが、今回の人事院の純粹ベース・アップ六・六%はそれを裏書きするものである。これは人事院が勧告にあたつて、政府

8・5 ▽社党、社会問題調査特別委を設置
ソ連北極海で大気圈内核実験（三〇メガトン）を開拓と発表

▽ジャマイカ、英國から独立

8・6 原水禁世界大会ソ連核実験抗議をめぐり対立、社党役員總引上げを決定、社党総評等共同声明

▽社党「当面の国内電信電話事業に関する基本政策」発表

8・7 ▽総評、組織方針案発表

8・8 社党、南部線事故で国鉄首脳一新を政府に申入れ

8・9 衆院議連委、国会法改正小委で正常化問題「申合せ」

8・10 ▽自民・党風刷新連盟、選挙制度の改革決議

▽太田総評議長統一戦線で談話

8・11 ▽政府、今年度経済見通し改定を発表

社党「不満」申入れ

▽政府、今年度経済見通し改定を発表

8・10～11 全教連第一回定期大会（徳島市）

8・11 社党、社会主義理論委員会第一回会議ひ

事院が本来の使命である労働基本権のない国公労働者の保護という立場を放棄したことにはかならぬ。

▽「日米加漁業条約の不平等是正」を政府に申入れ

さらに、期末・勤勉手当の増額についての問題である。人事院の職種別民間給与実態調査によれば、この一年間における民間企業の期末手当は三ヶ月に達している結果、公務員労働者のそれも〇・三ヶ月分増額して民間と同率にするというものである。民間企業の期末手当が年間三・七カ月で正しい実態を伝えているかどうかと比較経計算料が手許にないので正確を期さないが、常識的に考えても低いという感がする。この期末手当で問題になることは、その配分についての問題である。今回の勧告では新らに〇・二カ月分を年度末支給にまわしたわけである。これは従来国公共闘などでも公企体労働者なみに年度末に支給するよう強く主張していたものである。しかし年度末の〇・二カ月分は期末手当としてではなく、勤勉手当として支給するというのである。これは人事院が一方で労働者側の要求を取り入れながら、他方では労働組合組織の弱体化を意識的に行なつていることの証左にほかならない。

最後に、もう一点ふれておかなくてはならないことは、定員外職員の給与等についての問題である。現在定員外職員（臨時雇）は、多量に存在するのであるが、これらの労働者は、労働基本権はもちろんのこと、賃金、労働条件、身分保障について何らの考慮もなされていないことである。雇用責任のある人事院（政府）自らが、これらの不安定雇用の状態を放置することは許されない。ところが今回の人事院勧告においても、これら定員外の問題点をほとんど考慮していない。

以上の観点から、わが党は、人事院勧告の実施にあたって次の諸点をつよく要求する。

外職員の給与引上げについては何ら触れていないのである。われわれはこの点にとくに疑問をもつてゐる。今回的人事院勧告の提出にあたって、若干の問題点をあげたわけであるが、わが党は、基本的にこの勧告について不満の意を表明せざるをえない。（温井）

資料 申 入 書

人事院は、本日政府に對して、国家公務員給与についての勧告を行なつたが、わが党は、基本的には、この勧告の内容について、きわめて不満である。

すなわち、労働省の毎月勤労統計調査によれば、この一年間における民間給与の平均上昇率は一三・三%におよんでいる。

かかるに勧告では、その上昇率を低くおさえていたため、官民の給与格差は、依然として大きく開いている。しかも、公務員給与は、これまで常に民間給与を下まわり、その結果、総理府の家計調査をみても公務員労働者の生活水準は、民間に比較して大巾に低下している。その上、消費者物価指数は、昨年四月から本年三月までの間に、七・八%の上昇を見ている。このたびの勧告は、

- | | | |
|------------------------------|--------------------|--------|
| 8 · 15 | 8 · 14 | 8 · 12 |
| ▽共産党、原水禁問題で公開質問状発表 | 原水禁中國代表団社党非難声明 | |
| △社党「非核武装宣言に関する決議案」お | よび「住民税の軽減に関する臨時措置法 | |
| 案」の提出をきめる | | |
| △臨時行政調査会「行政事務の再配分」に | | |
| ついての仮設報告 | | |
| 8 · 16 | 8 · 14 | |
| ▽黒金長官「私鉄運賃値上げ十月頃」と語 | 黒金長官、憲法調査会報告に備え内閣法 | |
| る | 制局に「憲法局」設置を語る | |
| △日英通商航海条約東京交渉おわる | | |
| ▽インドネシアとオランダ西イリヤン協定 | | |
| 調印 | | |
| 8 · 17 | | |
| ▽総評岩井氏、社党政権への協力体制について語る（秋田市） | | |
| △衆院大蔵委「産投法改正案」の審議開始 | | |
| △社党訪ソ使節団帰国 | | |
| 8 · 20 | | |
| ▽ソ連ノヤゼムリヤで大気圈内核実験 | | |
| △人事院、石炭手当などを勧告 | | |
| 8 · 21 | | |
| △社党「貿易自由化延期に関する決議案」の提出決定 | | |
| ▽炭労政転本部、石炭鉱業調査團にたいし | | |
| 要望書提出 | | |
| ▽第六次日韓全面会談の第一回予備折衝 | | |

一、官民給与格差のため、その引上げ率について
は勧告を大巾に上まわるよう措置すること。
一、技術関係職員待遇については抜本的な改善措
置を講ずること。

一、実施期日については、勧告どおり遵守すると
ともに、第四一臨時国会中にその立法化を図る

こと。
一、昭和三十七年八月十日

右、申入れる。

日本社会党

日米加漁業条約の歴史的背景

(一) はじめに

日米加漁業条約は、別掲資料「党の態度」で与えられているように、日本漁民を排除したいといふ米加両国、とくに米国の不当な要求にもつともらしい紛糾を施し、条約の形にまとめたものにすぎない。

日本漁民をアラスカのサケ・マス漁業等から締め出したいというアメリカ漁民の要求を正当化するためと考え出された方式が、いわゆる「自發的抑止原則」といわれるものである。

「自發的抑止原則」は、このよくなまとまった形としては、日米加漁業条約ではじめて姿をあらわしたが、その基礎となる考え方は、このときはじめて出てきたものではなく、歴史的に形成され发展してきたものである。

(二) ブリストル湾操業問題

日米両国のサケ・マス紛争は、さかのばれば一九〇四年（明治三七年）に日本の漁船がアラスカの近海で、サケ・マスの漁獲を行なったことに端を発するといわれ、アメリカでは、はやくも一九〇六年頃から日本漁船の密漁が非難されはじめている。こえて一九一一年には、日本人漁夫の「侵略」からアラスカの漁業を保護するための立法措

置の要請が行なわれた。

この事件は、二つの結果をもたらした。
一つは、この事件によつて、アメリカ国民に対して広く日本漁民の「侵略性」を印象づけ、アメリカ漁業を守るために日本漁業の進出を阻止する必要があるとの観念を抱かせたことである。この気持が、後のべるよう、「トルーマン宣言」および平和条約第九条に発展してゆくこととなるのである。

いま一つは、この事件を契機として、日本漁民

動をひき起した。彼らは、「たとえ、それが領海外で漁獲したものであるとしても、アラスカのサケ・マスは米国の領土内で生れ、資源保護政策によつて米国民が育成したものであるから、これを他国民が漁獲することは、国際信義に反する侵略行為である」と非難した。そして、これを契機にアメリカ西海岸における日本商品ボイコットの動きがたかるとともに、ベーリング海大陸棚に対する米国の管轄権を国境線まで拡大するための法案が提案されるなど、騒然たる運動に発展した。中国問題をかかえ、対米関係の悪化することを恐れた日本政府は、「国際法に基づく諸権利の放棄を意味しない」との留保条項を附してではあったが、ついに、「この海域での試験操業を中止するとともに、こんご當分の間、日本漁船の同海域への出漁を自發的にさしひかえる」旨を申入れ、米国の圧力に屈した。

これが、いわゆるブリストル湾サケマス操業問題である。

が同海域に出漁できなくなつたことが、「自發的抑止原則」のなかで、実績をもたなかつた（もたなかつたのではない、もてなかつたのである！）ことを理由に、逆に、日本漁民を広大な海域から締出す口実につかわれる結果となつたのである。

（三）トルーマン宣言

第一次世界大戦終了直後の一九四五年九月二十八日、トルーマン米大統領は、「自国沿岸に隣接する漁場の破壊的開発から沿岸漁場資源を保護する切迫した必要がある」ことを理由に、漁業資源保護水域設定に関する大統領宣言を行ない、①米国民のみによって漁業活動が行なわれており、また将来も行なわれると認められる水域では、米国の規制と管理に服し、②米国民と他の国民によつて漁業活動が合法的に行なわれ且つ共同で維持されており、今後も同様であると認められる水域では、米国と当該関係国間の協定による管理と規制に服することを適當と考えることを明らかにしたこのトルーマン宣言が、主として日本漁船の進出によるアラスカのサケ・マス、北太平洋のハリバット、オットセイ等を念頭に置いて出されたものであることは、当時の米国政府並びに漁業界の幾多の発言によつて明らかである。

しかし、このトルーマン宣言は、ただちにメキシコ、アルゼンチン、チリ、ペルー等の中南米諸国に多くの反響をよび、これら諸国に領海の拡張

による漁業資源の独占を主張するよい口実を与えた。米国のマグロ漁業等はかえつて不利な立場に追いこまれる結果となつた。李承映が李ライ恩を設定するに当つて援用したのも、このトルーマン宣言であった。米国としては、トルーマン宣言が予期せぬ方向で利用され、領海拡張の口実にされにいたつたため、若干態度を改めざるをえなくなつた。これが日米加漁業条約に反映した。「自發的抑止の原則」の考え方方がトルーマン宣言と本質的に一致しながら、若干の相異があるのはこのためである。

（四）平和条約の規制と日本漁業

アメリカ太平洋岸の漁業者は、しかし、トルーマン宣言によつては安心しなかつた。日本が占領下にあり、マッカーサー・ラインによつて国際漁場への進出が阻止されている間はよいが、平和条約の締結によりマッカーサー・ラインが廃止された場合の日本漁船の進出を効果的に阻止するためには、対日平和条約の中に、日本の公海漁業に一定の制限を課すような条項を設けるか、平和条約とは別個に日本と漁業協定を結ぶなりして、日本漁船の進出の脅威に対して明確な保障をとりつけるべきだと考えた。そして、もしも漁業問題について満足すべき解決がなされなければ、対日講和の早期締結に反対する、との強硬態度をもつて米国政府や政党に強力に働きかけた。

平和条約の中に、国によつて事情を異にする複雑な漁業問題を具体的に取り決めるることは困難であり、また、それにこだわることは平和条約の締結をいたずらにおくらせる心配があつた。このため、米国政府は、対日平和条約第九条に「日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多国間の協定を締結するため、希望する連合国と速やかに交渉を開始するものとする」との条項を入れ、日本に漁業協定締結のための交渉を義務づけることによつて、米国漁民たちの要求にこたえた。

けれども、平和条約に以上の一項を加えただけでは、日本漁船の効果的排除を要求する米国漁民を満足させ、彼らの不安を解消することはできなかつた。彼らは、平和条約締結から漁業協定のできるまでの間の日本漁船の行動を規制する必要があることを強く主張した。これに基いて、例のダレス・吉田の往復書翰が取り交され、（一九五一・二・七）、日本は、平和条約締結後、漁業交渉が行なわれるまでの間、乱獲から漁業資源を保護するために国際的又は国内的措置によって措置ができるとしているすべての水域における現保存漁場で且つ日本国民又は日本漁船が一九四〇年に操業していなかつた漁場らは、自發的措置として且つ日本の有する国際的権利の放棄を意味することなしに漁業の操業を禁止することを約束した。そして日本が自發的に操業を禁止すべき漁場として東部太平洋とベーリング海水域のサケ・マス、ハリバッ

ト、ニシン、イワシ及びマグロ漁場が含まれることを明らかにした。

このダレス・吉田書翰の取り交わしによって、日本は、日米加漁業交渉に臨む前に、早くも枠をはめられてしまうこととなった。したがって、日米加漁業交渉での日本代表の主たる努力は、日本漁業を排除しようとする米加両国の要求を実質的に認めた上で、「自發的抑止」のわるい影響が他の国際漁場に拡大するのを防ぐための方法、条約の形成を見出すことに集中されざるを得なかつた。日本代表の努力の結果、さいしょアメリカ側から提案されていた沿岸国優先、実績国優先の二本建ての規制を、実績国一本にしぶることに成功した。アメリカやカナダにしてみれば規制の効果さえ十分達せられれば、規制の理由づけの面では若干の譲歩をしても、たいして痛痒を感じなかつたものであろう。

(五) 日米加漁業条約の改正

米国漁民の日本漁民締め出しの要求（その根底には日本漁民の操業方法に対する根深い不信の念がある）は、一時的なものでなく以上みてきたように歴史的に形成され発展してきたものであり、この要求を理論化したいわゆる「自發的抑止の原則」には、いわば歴史の重みがかかっているのである。

したがって、日米加漁業条約改正是、なみな

みならぬ困難が予想される。自發的抑止の非科学性を笑くことは容易であるが、その根底に横たわっている以上のようなアメリカ漁民の要求をうちくだき、この条約を平等互恵、資源保存、紛争防止のたやすい基礎の上に据え直すたみには、なによりも、アメリカ漁民の圧力をハネ返すだけの強い国民与論の結集が必要であり、これなくしては、成功しないであろう。（手島）

資料 日米加漁業条約に対する態度

（一九六一・八・九）

日本社会党政策審議会

一、世界にもまれな不平等条約として、一九五三年六月の発効以来、日本漁業に致命的な打撃を与えて來た日米加漁業条約が、来年六月を以つてその十年間にわたる有効期間を満了する。

この条約は、次に記す理由によつて、日本漁業の發展のために一日も速やかに廃棄さるべき条約であることは、発効以来十年間の歴史がもつとも雄弁に之を示している。よつて政府は、来る八月十三日からホノルルで開催される第九回日米加漁業委員会において、同条第十一條の規定に基き、期間満了後速やかに本条約を終了せしむべき旨の通告を予め行うべめである。

なお、この条約を終了せしめたのちにおいて政府は今後の公海漁業に対する基本方針を早急に策定するとともに、条約をめぐる諸条件の変

化等を考慮し、自發的抑止方式に代る合理的基礎の上に、平等互恵、資源保存、紛争防止等の

原則に則つた新らしい条約を締結するよう努力すべきである。

二、本条約の終了を主張する理由

(1) この条約の不平等性

この条約は、その前文において、各締約国は「自由かつ平等の立場」に立つて、資源の保存を促進する義務を負うべきことをたてまえとするかのよう述べている。しかし、實際には、この条約は、北太平洋漁場のある魚族（サケ・マス・オヒヨウなど）について、アメリカ、カナダに対しても、資源保存の枠内という制限を一応附してはいるが、資源を最大限に利用することを許しながら、条約の相手国たる日本に対しては漁獲をいっさい禁止している。

このように、条約の一方の相手国が漁獲をいっさい禁止されるお蔭で、他の締約国が「最大限の持続的漁獲」を許されるという如き一方的なとりきめは、本来平等対等たるべき国際条約の在り方に背くものであり、どのような理屈をつけようとも不平等条約以外の何物でもない。

(2) この条約の非科学性

イ この条約の最大の欠陥は、この条約が資源保存のための条約とうたいながら、資源保存とは本質的には縁のない考え方、ただ

日本漁業を締め出す効果だけをネラッて考
え出されたいわゆる「自發的抑止の原則」
なるものの上に組み立てられていることで
ある。

すなわち条約第四条Bは、

1 「科学的調査に基く根拠により、当該

魚族の一層強度の漁獲が年々持続可能な
漁獲高の実質的な増加を招来しないこと
が明らかのこと」(つまり、科学的調査
に基く根拠によって資源の利用が満限に
達していることが明らかのこと)

2 「当該魚族の漁獲が、その最大の持続
的生産性の維持又は増加のため、その漁
獲に実質的に従事している各締約国の方
的措置により制限され、その他何らかの
方法で規制されていること」

3 「当該魚族が、それが完全に利用され
ているかどうか、及び何が当該魚族の最
大の持続的生産性の維持に必要な条件で
あるかを発見するための広汎な科学的研
究の主題となっていること」

以上の三条件をすべて備えている魚族
に対する漁獲を、この条約の効力発生直
前の二十五年間、実質的な漁獲を行った
ことのない国——つまり日本は——自發的に
抑止する、ことを規定し、

また、附属議定書はこれに基いて、西
経一七五度以東のサケ・マス、アラスカ

半島以東のニシン、米加地先沖合のハリ
バットは、前記の三条件をすべて備えて
いることを認め、日本は、この漁獲を自
発的に抑止することを約束することによ
つて、広大なこれらの漁場から完全に自
らを締め出している。

以上にみる如く、この条約は誤った基礎
の上に組み立てられており、

a 魚族の数量変動を大きく規制するとみ
られている自然条件を全く無視し、漁獲
のみに資源変動の原因を帰しているが、

これは今日までの水産資源学の成果を無
視するものである。

b しかもかりに、漁獲のみが資源変動の
原因であるとしても、当該魚族にとって
どれだけ漁獲することが「最大の持続的
漁獲」であり、また、資源利用が「満限
に達している」か否かは、今後長期にわ
たる研究によるのでなければ確認できな
いものである、しかるに、この条約が、
このように、今後長期にわたる研究によ
つてはじめて証明さるべきものをもって
すでに自明の原則なりとして、日本漁業
を締め出す理由としていることは科学的な
態度ではない。

c また、かりに「自發的抑止」なるもの
が資源保存に有効であるとしても、「実
質的な漁獲を行っていなかつた国」に対
してのみこれを要求することは、漁業先
進国に漁業独占権を与える、新らしく漁業
に参加する国を公海の或る特定の水域に
おける特定の魚族を対象とする漁業か
ら、何らの補償なしに締め出るものであ
る。これは、公海における漁業資源の利
用についての各国平等の権利、公海漁業
自由の原則に対する重大な侵犯である。

d また、締約国以外の国が自由に操業し
資源に影響を与えることを放置しな
がら、日本のみが「自發的に」操業を「抑
止」せねばならない理由を納得すること
はできない。

e この条約の基本原則とされているいわ
ゆる「自發的抑止の原則」の非科学性は
さきの国際海洋法会議で、アメリカの必
死の努力にもかかわらず、各国の厳正な
批判の前に余す所なくバクロされついに
アメリカの代表団自身、この原則は本質
的には科学的なものではなく、資源配分
に関する政治的な原則であることを認め
ざるをえなかつたことによつても明らか
である。

h しかも、わが国は、国際法委員会、国連
海洋法会議等で抑止原則に反対を表明して
いるのであるから、この条約の廃棄を主張
しないとすれば、国際会議の場における
自らの主張を裏切ることとなり、国際的な

(3) 信用を失墜するおそれがある。

この条約を存続せしめた場合の日本漁業に対する悪影響

イ 日本が此の条約を承認していることは、

日本が同じ海域で、しかも同じサケ・マスの漁獲に対し、相手国によって二つの異った原則を使い分けていることとなり、日ソ

漁業交渉におけるわが国の立場を極めて弱いものとしている。ことに、この条約が、

日本の自由意思に基いて同じ形で更新された場合、ソ連から日ソ漁業条約も自發的抑止の原則に則って改訂しようと申しこまれるおそれが生ずるが、その場合日本のサケ・マス漁業は潰滅的な打撃をうけることとなる。

ロ 万一この法則が国際的に認められることになった場合、たんにサケ・マス等のみではなく、エビその他沿岸国で産卵繁殖する多くの魚族にまで拡大解釈されるおそれがあり、(韓国はこれを李ラインの正当化に利用することをねらって海洋法会議において米国案に賛成している)既に、メキシコ等はこの原則を採用してエビの漁獲を禁止しようとしているといわれる。

ハ さらにまた、この条約の基本となつてゐるといわゆる「自発的抑止の原則」が、アメリカの工作によつて沿岸国優先の原則と結合するようなことであれば、日本の国

際漁業は致命的な打撃をうけるおそれがあり、そうした事態を招来しないようにする

ためにも、まず日本自らがこの原則を拒否し、その基礎の上に締結されている日米加漁業条約を廃棄する必要がある。

以上

資料 日米加漁業条約に関する申入書

世界にもまれな一方的条約として、一九五三年六月の発効以来、日本漁業に対してはかり知れないと損失を与えて来た日米加漁業条約が来年六月をもって十年間にわたるその有効期間を満了する。

この条約は、アメリカ・カナダに対しては資源の利用を最大限に許しながら、一方の締約国であるわが国に対してはいつさいの漁獲を禁止するという全くの不平等条約である。

とくに、この条約の基礎となつてゐるいわゆる「自発的抑止の原則」は、資源保護のための科学的原則である、といながら、実は、資源分配に関する政治的な方式であり、わが国の漁獲を禁ずるために考へ出されたトリックに過ぎないことは、前項の新条約を締結するためには、その前提として今後の国際漁業に対するわが国の基本方針の決定が何よりも重要である。政府は直ちに、少くとも今後十年間位を見透した基本方針の策定に着手すること。

右申入れる。

昭和三十七年八月十一日

日本社会党委員長 河上丈太郎
内閣総理大臣池田勇人殿

正常な発展はそれだけ妨げられることとなる。例えは、この条約によつてわが国が区域内でアメリカ系サケ・マスの漁獲をいつさい行なわないことを約束していることは、日本が、同じ北洋で、しかも同じサケ・マスの漁獲に対し相手国によつて二つの原則をつかいわけていることとなり、日ソ漁業交渉におけるわが国の立場をきわめて苦しいものとしている。

以上の諸点に鑑み日本社会党は政府が直ちに次の措置をとるよう要求する。

一、来る八月十三日からホノルで開催される日米加漁業委員会において、この条約第十一条の規定に基き、期間満了後本条約を終了せしむべき旨の通告を予め行なうこと。

二、この条約を終了せしめたのちにおいて、新約をめぐる諸条件の変化等を考慮し、自発的抑止方式に代る合理的基礎の上に、平等互恵、資源保存、紛争防止等の原則に則つた新らしい条約を締結するよう努力すること。

三、前項の新条約を締結するためには、その前提として今後の国際漁業に対するわが国の基本方針の決定が何よりも重要である。政府は直ちに、少くとも今後十年間位を見透した基本方針の策定に着手すること。

産投特別会計法の改正をめぐつて

産業投資特別会計法改正案は、戦後アメリカのガリオア（占領地救済資金）、エロア（占領地域経済復興資金）援助の処理に関する日米協定、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（四・六衆院、五・四参院承認）に基づき、その債務返済の国内手続きを定めるとき提出されたものである。すなわち(1)政府が、ガリオア・エロア返済協定に基づいて、アメリカ合衆国政府に対して負う債務は米国対日援助見返資金特別会計廃止の際、その資産を承継した産投会計の負担とすること。(2)右の債務の元金四億九千万ドルに相当する千七百六十四億円は産投会計の資本を減資して債務として別掲することとし、さらに昭和二十七年連合国軍人等住宅公共法廃止の際、同公社から一般会計に承継された産投会計の貸付金権（五十九億八千万円）を放棄することとし、その相当額をも減資する等、としている。

ところが、戦後のアメリカのガリオア・エロア援助がはたして日本の立場から見て債務であるかどうかに根本的な疑義があり、社会党は、さきの第四十国会において、ガリオア・エロア援助は日本にとって債務でないと立場にたって、あらゆる角度から政府を追及した。これに対する政府の答弁は終始あいまいで、何ら国民を納得させただけの確実な根拠がなかつたばかりでなく、政府、与党は国会の頭数にものを言わせ、四月六日前記協定を衆院で強行通過させ、参院で自然成立した。

第四十一国会における審議は、第一に、ガリオア・エロアは債務でないとの根拠から徹底的に政府を追及した。まずガリオア・エロア援助の債務性については(1)昭和二十四年の三月までの援助総額が明確であり、援助物資か、商業ベースの輸入か判然としない。昭和二十二年七月五日衆院本会議で連合国最高司令官に感謝決議をしている。

(2)阿波丸事件請求権処理のための日米政府間の協定（昭二四・四・一四締結）に関する当時の吉田外相とシーボルト米国務省顧問の間の了解事項に含まない。(3)アメリカ占領期間中の終戦処理費は五十四億ドルにのぼり、国際法上ヘーブ陸戦法規第四十三条の規定からいっても占領軍の責任に属する金額を日本国民が負担している。(4)西独が返済していることについては、対独請求権が一九四五年のボッダム四国会議で認められ、四六年の米英西独地区総合協定等で確認されており、西側にも援助物資の選択、品質、数量の確認等自主性が認められ、日本の場合と異なる。等があげられる。また(5)政府が債務を返済することによって生ずる国民の非難を恐れて目先をゴマかすために産投会計で支払い、一般会計の資金が形式上は一人産投会計へ繰り入れられるとしても実質的には、国民の二重払いの事実はかわらない。第二に、ガリオア・エロア援助を債務とみなして産業投資特別会計の負担とすることは、この会計の設置の目的および特別会計についての財政法の規定に違反している。すなわち、産業投資特別会計法は二十五年、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために國の財政資金をもって投資を行うため（第一条）に設置された事業会計である。その会計は見返り資産、一般会計の開銀、輸銀出資を承継し、その運用収入金と特別減税国債の収入金及びその後の一般会計からの繰り入れ金を財源としているが、全く質の異なる投資会計と債務整理の会計を混同し、特別会計法定主義の規定した財政法に違反することは許されない。政府は、三十一年賠償等の支払いのため賠償等特殊債務処理特別会計を設置した。この会計の第一条は賠償等特殊債務の処理に関する經理は一般会計と区別することを明確に規定している。しかるに政府はなぜ違法をあえてしてまでこの会計をさけ産投で支払うか、その根拠はなんら存しない。

以上の観点にたって、社会党は「産投会計改正案の撤回を求める動機」を提出し、政府が同法律案をただちに撤回すべきことを迫った。（佐藤）

圧迫される日本経済

—自由化くりあげの背景—

一、不況のなかで迫られる自由化

産業界は十月九〇%の貿易自由化を前にして、不況と自由化のはざみうちに苦悩している。

昭和三五年六月二四日安保条約強行の失敗で退陣寸前の岸内閣は、アメリカへの約束である貿易自由化促進計画をとり、おおむね昭和三八年春までに八〇%自由化の方針をきめたが、昨年九月一二六日池田内閣は更にこの計画を半年乃至一年くりあげて、昭和三七年一〇月までに九〇%の自由化を実施することに変更したのである。この繰り上げは昨年六月IMFの対日年次協議に来日した為替制限局長フリードマン氏から八条国への移行、(国際收支を理由に輸入制限ができなくなる)をせまられ、これを一年のばしてもう代りに、自由化くり上げを約束させられたのである。

アメリカはこの程度に満足せず、さらに乗用車、重電機、産業用電子機器、大型工作機械、事

務用機械品で十六品目の追加を強く要望している。こうしたIMFおよび米国の圧力によって、貿易自由化を促進しながら、池田内閣は、これに応する政策をとろうとせず、逆に無暴な所得倍増政策によって、民間設備投資を刺激し、国際収支を悪化させ、外貨をくいつぶし、物価昂騰を招き、企業は過剰設備と操作に追いこまれ、逆に国際競争力を弱める結果に立ち至っている。

今日のアメリカ、西欧の情勢では、わが国の自由化の促進によって、輸出の増大は望みがたく、輸入の急増をもたらすことは明らかである。

無計画な設備拡大の反動と景気調整に苦しむ、わが国産業を自由化の嵐にさらす、池田内閣の失態の責任は厳しく追及されなければならない。

それとともに、国際収支、保有外貨の状況など当面の現実に基づき、自由化計画に再検討を加え国民の利益の上に立って自主的に方針を決定しなければならない。

二、国際収支の悪化

日本がIMF(国際通貨基金)のいわゆる第八条国(国際収支上の理由で為替制限をしない義務を負っている国)に移行しなければならぬか、あるいは現状の第十四条国に止まりうるかは、わが国の国際収支、保有外貨の現状がはたして真に改善されたかどうかにかかっている。

本年六月末の外貨準備は一六億二三〇〇万ドルと第二段の景気調整対策がとられた。昨年九月末の線にもどり、去年一月以来毎月大巾の赤字をつけた貿易経常収支も六月にはほぼ均衡するにいたったのは事実であるが、これはあくまで表面上の改善に過ぎず、外貨準備の内容は昨年より一層悪化していると見なければならない。

昨年十月から本年六月までの貿易経常収支の赤字六億ドルは、ほぼ同額の短期債務の増加(輸入ユーチューンス、自由円預金、外銀からの借入)で埋め合せ、辛うじて外貨尻の改善を見たのであり、正味の保有外貨準備は、貿易赤字分だけ減少し、短期の借金で賄っているという不健全な状態になつたのである。

これを昭和三五年以来、本年六月までを通計して見ると、經常収支は大巾の輸入超過のため一一億六七〇〇万ドルの赤字を記録し、この赤字を資本収支の黒字一五億一五〇〇万ドル(うち短期資本一二億七八〇〇万ドル)で補填し、外貨準備は

昭和三五年度当初の一三億六一〇〇万ドルから、一六億二三〇〇万ドルに増加したこととなつてゐる。

すなわち実質の保有外貨は、ほとんど皆無に近く、一六億ドルの裏付けは、いつ流出逃避するかわからない短期の借金の上に立っているといふべきを以て不安定な姿となっているのである。いうまでもなく、外貨準備は輸出入の季節的変動のほか、食料の不作、政治経済上の変動など、萬一の場合でも対外債務の支払を続け、必要な財貨サービスの購入を確保しうるためのものでなければならず、一国の経済安定のため重要な意味を持つものであるにもかかわらず、大部分短期の借金に依存する見せかけの外貨準備をもつて、これ以上の自由化を推進することはきわめて危険といわなければならない。

八月一日池田首相と田中蔵相は大藏事務当局の反対をおしきつて、外貨送金制限を緩和し、外人投資家は日本の証券取得後半年（従来は二年）の据置き期間を経過すれば、元本の回収ができることとなつたが、これは外貨から集めの観いを持つことはいうまでもない。これは経済情勢悪化のさは逆に外資の一斉引揚げがおこる危険を増すものであり、昨秋のアメリカ市中銀行からの短期の借入れと同様、その場しのぎの危ない綱渡りの借金地獄の深みに陥れ、経済の自立を損ない、産業を外国資本の支配にゆだねるものである。

三、国内対策の怠慢

政府は昨年九月自由化促進計画をきめ、これに伴う国内対策の整備をうたいながら、関税法の改正が本年六月から実施されたほか、石炭、石油、非鉄金属、農林水産、中小企業の産業別対策、国产品愛用の具体策、雇用安定対策など一つとして満足に実行したものはない。

石炭は石炭鉱業調査團に、非鉄金属は鉱業審議会にまかせ、その結論を待つと称して解決をせん延しているうちに事態は進行し、閉山、整理が進行し、多数の離職者が巷になげ出されている。金融引しめと景気調整、大企業の合理化の圧迫で多數の中小企業が整理倒産を続いている。

果物加工品など外国の食料、飲料、薬品、化粧品など消費物資は、資本力にものを云わせた宣伝

力で、侵入してきている。

外国の圧迫に対しても、唯々として自由化を受け入れながら、国内産業の保護、労働者の生活よう後には、無関心、無為、無策の政府である。

石油については、石油業法はできたが、七〇万トンの国産原価、一千万トンのアラビア石油の処理については何等の対策も立てられず、石油価格の低落の影響で、石炭に対する既定の合理化計画に入れと同様、その場しのぎの危ない綱渡りの借金地獄の深みに陥れ、経済の自立を損ない、産業を外國資本の支配にゆだねるものである。

もはや、電力、石油、石炭を通じる総合的エネルギー基本政策を確立し、石油については国産准

ては、強力な国の管理の下に、産炭地発電を中心とする需給安定、流通一元化を行はねかはしない。

金属鉱産物については、地金、鉱石の一手買取機関を設けて、価格支持安定政策を確立し、探鉱助成政策を進めるほかはないのであるが、政府の施策推進の熱意はどこにも見られないものである。

非鉄金属の自由化が仮りに明年四月になるとしても、この臨時国会で国内対策を整備しておかなければ、通常国会では間に合わないのである。米麦、酪農製品の自由化はもぢ論、果物や農産物加工品の自由化も、農業基盤の確立せず政府が反農民的農業基本法を固執するかぎり農民に対する重大的な圧迫を加重するばかりであろう。

四、貿易自由化に対するこれまでの経過

昭和三十四年当時、自由化の声とともに、日本社会党はいち早く貿易自由化対策特別委員会を設置し、この問題をあらゆる角度から検討したわけであるがわれわれが、当時、貿易自由化をどのようにとらえ、どのような態度をとったか、その歴史的足どりを、ここに明らかにしておきたい。

(一) 貿易自由化の国際的背景

貿易自由化を必然化させてきた国際的背景として、われわれは、つきのような見解をとった。

第一次大戦後、世界経済は、社会主義経済圏と資本主義経済圏に大きく二分したが、社会主義経済の拡大発展に対応する資本主義諸国は、長い間アメリカの復興援助にたより、ドルに独占された単一市場の形成を余儀なくされていた。しかし、最近の欧州諸国は、アメリカの支援によって戦後経済の復興を見るや、急速に生産力の上昇をみせ、その拡大発展は、必然的に将来の経済的な国境を排除するまで成長していく。とくに一九五五年（五七年）の投資ブームの期間における設備の拡張、更新による生産力の巨大な発展は、関税障壁や輸入制限によって限定された経済的国境を桎梏と感じ欧州共同市場というブロック化への傾向をたどらせていく

た。こうして国際経済力を強化してきた欧州六カ国に対し、イギリスも共同市場周辺の六カ国をかたらって、自由貿易連合を結成、世界経済は、生産力拡大の必然的要求としての自由化と、ブロック化への傾向を強めているのが資本主義諸国の実体である。

一方、ドルの世界単一市場に君臨していたアメリカは、西欧諸国のブロック化による経済力の強化とは逆に、国際収支の逆調から金準備の減少に苦しみ、かつてのドルの絶対優位は、今やドルの不安定という立場に転落、資本主義市場におけるアメリカの指導力を後退させていった。

このため、アメリカはドルの防衛上、西欧諸国に対して対ドル輸入差別の撤廃を迫ると同時に、対外援助費の一部に米国製品優先買付のヒモをつけたり、西欧の防衛貿易替りによる対外軍事支出の削減等の措置を講じて、いったん散布したドルと金の回収に乗りだした。こうしたアメリカの逆攻勢もあって、金ドル準備の増加とブロック化によって国際競争力を著しく強めている西欧諸国は、これまでのブロック内自由化から対ドル地域へも続々とふみきり、最近では貿易面だけでなく、資本移動の面でも自由化テンポを早めている。

こうした動きは、戦後の資本主義経済が、根本的な転換点にさしかかっているものであるが同時に、社会主義経済との激しい競争を迫られた。社会主義経済との競争を迫られている資本主義経済の苦悩を如実に示しているといえよう。しかも、後進諸国にとって、貿易の自由化は無縁のものであり、今日進められている自由化が、先進資本主義諸国本位のもので

ないではおかなかった。最近その過剰資本と技術をもつて、欧州とくに共同市場への進出をころみているアメリカの積極的な動きは、こうした背景から生れている。

つまり、そこの比較的安い労働力と結びついた合併会社の設立、あるいは百%アメリカの企業進出が活発化しているわけであるが、この動きは同時に、日本への自由化圧力ともなってあらわれており、ドルによる单一世界市場の再現というノーメリカの悲願が、自由化を表面化させた大きな要因ということができよう。

かく、今日、資本主義世界経済は、アメリカ共同市六カ国、自由貿易連合七カ国（最近イギリス、EEC加盟問題がでているが、当時はEEC）に対するブロック化がとられた）といふ三つの経済ブロックの対立抗争による激しい市場の再分割競争が、それぞれの経済ブロックを強化しつつ進められている。同時にこれらのブロックは、後進国開発の面では共同歩調をとつて、社会主義諸国への経済的進出に對抱しようとしているのである。

こうした動きは、戦後の資本主義経済が、根本的な転換点にさしかかっているものであるが同時に、社会主義経済との激しい競争を迫られている資本主義経済の苦悩を如実に示しているといえよう。しかも、後進諸国にとって、貿易の自由化は無縁のものであり、今日進められて

あることも、自由化を論ずるに際して看過してはならない問題であろう。

(二) 日本における自由化の本質

ところで、わが国における自由化の本質をわれわれはどう考えたか。昭和三十四年に開かれた総会、ガット総会で、アメリカを中心とする西欧諸国から自由化要請があつたことは事実であるが、同時に、日米関係についても考慮しておく必要がある。当时自民党の実力者といわれている河野一郎氏は「自由化は米国が金の流出を防ぎ、世界貿易上の優位性を確保するため日本に押しつけたものである」といった言葉に象徴されるように、アメリカの強力な圧力が自由化の速度を早めている事実を、われわれは見落してはなるまい。

とくに軍事同盟条約である新安保条約第二条に「日米経営協力を促進する」という条文が入っていることは、日本独占資本が完全にアメリカとの経済協力体制に入ることを確認したものであり、アメリカの資本進出の道を軍事同盟をバックにして開いたものであるという見解を、われわれはとつた。押しつけられた自由化の本質をわれわれはここにみたのである。さらにわれわれは、わが国における貿易自由化の問題をつぎのようにみた。

貿易、為替の自由化は、一般的に、国際競争力の強い先進諸国にとっては有利であるが、いわゆる中進国である日本にとっては必ずしも有利とはいえないということである。とくに今回

の自由化がアメリカ商品、アメリカ資本に対する日本市場を開放するという意味の自由化であり、さらにはこの自由化を契機として、より強大な独占をもくろむ国内大企業の野望が、対日進出をはかるアメリカ独占資本の意図と一体となつて、必要以上に自由化テンポを早めているのである。したがって、自由化の進展は、わが国経済をアメリカ依存の方向へ一層追いやるであろう。

第二に東西貿易の問題がある。西欧諸国は資本主義諸国との自由化を促進する一方、社会主義諸国とも双務協定貿易を進めて、自国の経済力の強化をはかつていて、ところがわが国の自由化は、対社会主義諸国への自由化についてはこれを無視している、とくに中国貿易については何等の打開策をも講じようとしていない。ここにも押しつけられた自由化の本質をみると、ができる。

第三に雇用の問題がある。自由化は一般的には国際分業を促進し、雇用構造を近代化するといわれる。この一般論は、ほぼ完全雇用の状態にある諸国では通用できても、多数の不完全就業者をかかえているわが国にはあてはまらない。自由化圧力に敗れた企業から排除された労働者とくに中高年令労働者は、再雇用の機会もなく停滞し、重大な社会問題に発展していくであらう。

さらに西欧諸国の自由化は経営ブロックを背

景として進められており、景気の変動に対してもブロックの保護壁を高くし、その波及にたどり、さらにはこの自由化を契機として、より強大な独占をもくろむ国内大企業の野望が、対日進出をはかるアメリカ独占資本の意図と一体となつて、必要以上に自由化テンポを早めているのである。したがって、自由化の進展は、わが国経済をアメリカ依存の方向へ一層追いやるであろう。

ここで、もう一度、自由化の意義についてふれておきたい。その第一は、今日の自由化は、貿易為替の管理を徹底的に排除しようとするものではなく、外貨予算中の自動承認制（A.A制）品目の比率を増やしてゆくことを意味している。第二は国際金本位制への復帰のように、一挙に自由化を行なおうとするものではなく、除々にしかも不完全な形の「自由化を行なおうとするものである。第三に、今後の自由化は、ブロック経済を基礎とした自由化であり、一挙にグローバルな自由化を実現しようとするものではないということである。

こうした意味において、今日の資本主義社会における自由化は、絶対に自由化しえない。自由化圧力に敗れた企業から排除された労働者とくに中高年令労働者は、再雇用の機会も必要がある。

以上の立場から、社会党は昭和三十五年二月、つぎのような態度を明らかにしたのである。

「世界の大勢」論者にいつておく

る。（北山・後藤）

資料 貿易自由化に対するわが党の態度

（昭和三十五年二月）

(1) 今日、政府は相当な早さで自由化する決意を固め、とくに資本取引の自由化を積極的に前面に押しだしている、われわれとしても、すでに国際競争力のあるものを自主的に自由化し、また、国内諸物価を引下げ、国民生活を向上させることには必要であると考える。

封鎖的なアウタルキー経済を主張するものでもない、しかし、アメリカ独占資本の強い圧力と新安保体制にもとづく日米経済協力の本質を考えると、貿易、資本取引の自由化が、国民大衆の利益を無視して必要以上に早められたことに対しても重大な危険を感じるものである。したがってわが党は今日の押しつけられた自由化に反対する。

(2) 同時にわが党は、貿易自由化によって国民経済の体質が改善されるという政府、独占資本の態度に対し、国民経済の体質改善こそ自由化の前提条件であることを国民の前に明らかにし、自由化を促進する前にまず、つぎの政策がとられるよう主張する。

(1) 経済の自主性を堅持し、外国による企業支配を阻止するため外資法緩和に反対する。ま

た、単に国際収支上の理由のみを外資導入の制限事項としている現行日米通商航海条約を改正して、外資の無制限な導入を阻止し国内産業を保護する。

(2) 円の価値維持をはかるために、財政経済政策を確立する。

(3) 貿易自由化が国内産業に与える諸問題を検討して産業別に対策を立て、とくに国際的に劣位にある産業（石炭、石油、非鉄金属、農水産物等）および新規産業の振興を抑える商品については自由化をしない。

(4) 貿易の振興は低賃金の解消が先決条件である。このため一律八千円の最低賃金制を確立し、家内労働法を制定するとともにわが国の賃金構造を根本的に是正する。

(5) ガット三五条援用、対日商品に対する高関税、輸入品ボイコット等の差別制度の撤廃を要求する。

(6) 対社会主義諸国との貿易を制限しているMSA協定ココム制限等を撤廃し、日中貿易を再開する。

(7) 貿易の自由化に便乗する独禁法、輸出入取引法の改正に反対する。

(8) 自主的な関税制度を確立するため現行関税の全面的改正を速やかに行う。カルテル保護

(9) 中小企業、農林漁業の近代化等を通じていわゆる二重構造の是正策を推進する。このた

め中小企業については下請関係調整法、中小企業団体組織法を改正し、農業については農業経営近代化促進法、農業生産組合法、農業基本法等の諸法案を国会に提出する。

(3) われわれは、以上の諸政策を積極的に進めるため予算措置を構ずるとともに、税制、金融についても必要な対策を確立する。

(4) 社会主義諸国、先進資本主義諸国、東南アジア等の後進諸国との間に互恵的な相互貿易を推進し、長期的な拡大発展の貿易構造を確立する、このため中国も含めたアジア経済会議を設立し、各国との経済計画との有機的な協力関係を樹立する。

(5) 国民経済の体質改善は根本的には社会主義的再編成が基調である。この当面、産業の計画的運営重要産業の社会化、総合的な国土開発、低所得階層を重点とする社会保障の強力な推進等を通じて国民生活水準を引上げる政策が進められねばならぬ。こうした政策を強力に進めることによって国内産業の健全な発展と眞の国際競争力を強化する。

資料 当面の貿易自由化に対する態度

（一九六二・八・一六）

日本社会党政策審議会
産業貿易政策委員会

一、貿易自由化は延期すべきである。

政府は、内外経済情勢の現実にもとづき、本年十月九〇%まで自由化するという既定方針を改定して、大幅にこれを延期するとともに、過度の経済成長から生じた矛盾と混乱を調整し、すみやかにエネルギー産業、金属鉱業、その他自由化に対応した個別産業、雇用対策を確立すべきである。

二、貿易自由化延期を主張する理由とその対策

(1) 國際收支、外貨準備は改善されてない

最近、國際收支が改善され、保有外貨も昨年九月末の一六億ドル台に回復したといわれているが、過去一年間の經常収支の巨額の赤字のため、実質の外貨ジリは極度に悪化し、十六億ドルのみせかけの外貨準備の大部分は不安定な短期外資に基づく不健全な内容となっている。

しかもドル不安の現状のなかで金準備は二億八千万ドルに過ぎず、外国の金準備水準に比しても極めて低い。したがって、かかる不安定外貨保有をもって、自由化をすすめるることは、危険である。

(2) 産業別対策ができるいない

政府は、さきに自由化促進のプログラムとして抽象的な作文にせよ、一応の対策を国民の前に明らかにしてきた。しかし、九〇%の自由化を目前にして、いまだに見るべき施策が講じられていない。とくに中小企業、農林漁業、エネルギー総合対策など当面もつとも

重要な対策が全く具具体化されていないことは極めて遺憾である。貿易自由化が国内産業に与える諸問題を検討して産業別に対策をたてとくに問題となっている産業についてはつきのようない政策をまず今臨時国会において確立すべきである。

(1) 石油、石炭など、わが国のエネルギー産業対策としてエネルギー基本法を制定して国産エネルギーの位置づけを行ない、石油

については国産、準国産原油の一手買取り販売機構を設け、石炭についても強力にその安定と需要の拡大政策をとる。

(2) 金属鉱産物については、すみやかに金属鉱業政策を確立し、地金、鉱石の一手買取り機関を設立して価格支持政策をとるとともに探鉱助成政策を推進する。

(3) 砂糖については専売制度をとつて国内甘味資源対策を進めるとともに、砂糖の価格を引き下げる。

(4) 農畜産物、水産物については、自由化をしない方針をとる。

(5) 中小企業については、近代化、協同化を強力に推進する。

政府は、さきに自由化促進のプログラムとして抽象的な作文にせよ、一応の対策を国民の前に明らかにしてきた。しかし、九〇%の自由化を目前にして、いまだに見るべき施策が講じられていない。とくに中小企業、農林漁業、エネルギー総合対策など当面もつとも

を強行することは、わが国経済を一層混乱させることは必至である。

(4) 新しい貿易政策が必要である

貿易の自由化は、激しい国際競争のうずの中で、弱肉強食、優勝劣敗の自由競争原理が過酷に作用し、資本主義諸国間の市場競争をより激化する。したがって、わが国に基本的な貿易政策が確立されずして、自由化に突入することは、大きなあやまりをおかす。

(1) 自主的な立場にたつた長期的な貿易政策を確立し、アメリカへの輸出額がアメリカからの輸入額の約半分でしかない片貿易はすみやかに是正する必要がある。

(2) 資本主義世界にのみ目を奪われ、これに追随し、ひきまわされている現在の貿易政策を改め、資本主義圏、社会主义圏、後進地域と、多面的な立場にたつた貿易政策こそ早急に確立すべきである。とくに後進諸国に対しては社会改革と経済建設に役立つような貿易政策がとられることが強調する中ソ貿易を拡大すべきである。

(5) 現在強引に進められている自由化が、資本主義諸国に対しては積極的であるが、対社会主义諸国との貿易、とくに中国貿易については極めて消極的であることは、明らかに逆行している。政府はまず、対社会主义諸国との貿易を制限しているMSA協定、ココム制限などを撤廃して、日中、日ソ貿易を拡大すべき

である。

(6) 国内産業を外資の支配から護れ

貿易為替の自由化の声とともに、わが国の各企業は、先を争って外資導入、企業合併に走り、政府もまた、無定見な外資導入策を進めている。このことは経済の自主性を阻害するばかりか、外国による企業支配を許すこととなる。経済の自主性を守り、外国による企業支配を阻止するため、まず外資法を改正し、また、単に国際収支上の理由のみを外資導入の制限事項としている現行日米通商航海条約を改正して、外資の無制限な導入を阻止し、国内産業を保護すべきである。

(7) 国産品愛用の促進

現段階における貿易自由化の促進は、現に不急不要物資、ぜいたく品、消費物資の輸入増大をきたし、貴重な外貨を食いつぶしている。このことは単に競合する国内産業を圧迫するばかりか、安い外国商品の輸入が消費者に有利であるという自由化のプラス面も、カルテルなどの強化によって、物価引下げの要因となつていい。独禁法や輸出入取引法の骨抜き策を阻止するとともに、この際、経済力乱用防止のための法的措置を講ずることもに、国産品愛用運動を推進し、国産品を愛用するための必要な施策、国産品優先購入法などを制定すべきである。

(8) 低賃金構造を是正せよ

政府はあたかも自由化こそが貿易を積極的に拡大させる唯一の道であるかのごとく宣伝しているがこの考えはあやまつてゐる。とくに現に問題となつてゐるガット三十五条の援用、関税などによる輸入制限、綿製品賦課金などの措置が、自由化することによつて解除されるという保障がないばかりか、逆に、自由化に名をかりた低賃金政策の強化が、一層対日商品のボイコットを強めることが予想される。したがつて、全国一律法定の最低賃金制を確立し、家内労働法を制定するとともにわが国の低賃金構造と低生活水準を根本的に是正することが、貿易自由化の前提条件である。

(9) 雇用安定策を確立せよ

西欧諸国の自由化は、景気の好況局面を背景として進められ、とくにこれらの諸国がほぼ完全雇用の状況下にあつたために、雇用面に深刻な問題を提起することがなかつた。しかし、多くの潜在失業者をかかえ、中高年令層の雇用難と、不安定な雇用構造にあるわが國においては、自由化による雇用面への影響は深刻である。労働者の雇用と生活を安定させる施策が、まず確立されなければならない。

貿易自由化延期に関する決議（案）

政府は、現在のように外貨準備が極めて不健全

であり、景気調整の段階にあるという内外経済の現状にかんがみ、本年十月九〇%まで自由化するという既定方針を改めて、大幅にこれを延期すべきである。この間過度の経済成長から生じた矛盾と混乱を調整し、すみやかにつぎのような方針のもとにエネルギー産業、金属鉱業、その他自由化に対応した個別産業、雇用対策を確立すべきである。

(1) 政府は、貿易自由化が国内産業に与える諸問題を検討して産業別に対策をたてるとともに、直ちに金属鉱業、中小企業、農林漁業、エネルギー総合対策など当面もつとも重要な自由化対策を具体化すべきである。

(2) 貿易の自由化は、激しい国際競争のうずの中に日本経済を投げこむのではまず基本的な貿易政策を確立する必要がある。とくに対社会主義諸国との貿易を制限している諸条件を撤廃して、

日中、日ソ貿易を拡大すべきである。

(3) 政府は、すみやかに国産品愛用運動を推進し、国産品を愛用するための必要な施策、国産品優先購入法などを制定すべきである。

(4) 政府は、貿易自由化の前提条件としてわが國の低賃金構造と低生活水準を根本的には是正する方途を講ずるとともに、自由化による雇用面への影響を考えて労働者の雇用と生活を安定させる施策を、まず確立する必要がある。

右、決議する。

日本社会党

大学管理制度改革の

ねらいとわが党の態度

一、はじめに

去る五月二十五日、池田首相は日比谷公会堂における参院選挙遊説第一声において、「大学管理制度の再検討」に言及し、「大学教育をはじめ教育が革命の手段に使われていないだろうか。今後、このような観点から格段の措置をとらねばならない。そのため、荒木文相には大学の管理制度を再検討するように命じている」と述べた。ついで六月二十日の中央教育審議会「大学管理制度特別委員会」の答申原案発表によつて、その内容がかなり明らかとなつた。ここにおよんで、この問題は大学関係者のみならず広く国民世論の関心があつめるにいたつたのである。

池田発言の内容および意図が、大学教授会の権限縮小と学長の権限強化による大学の少数支配、および学長の実質的任命制の復活と事務機構の教育研究からの分離による権力支配にあることは明らかである。大学の使命は、教育・研究を通して国民に奉仕することであり、そのためにこそ、権

力からの学問、思想、研究の自由、大学の自治は守られねばならない。われわれは、一国の最高責任者である池田首相が大学自治の大原則を否定し、かかる暴言を吐き、大学の権力支配強化を公然と宣言したこととに、強く抗議するとともに、荒木文相の大学管理制度改悪の企図を撤回させる闘いを推進してゆかねばならない。

二、占領下と講和条約発効前後の動き

初期の占領政策が、わが国の官僚的中央集権制の解体を一応すすめたことは周知のことであるが、大学についても、昭和二十三年、国立大学の一部をのぞいて他はすべて地方に移譲するという案が伝えられていた。このような考え方に対しては、大学のみならず文部省自体消極的であり、そのまま立ち消えになつたと思われていたところ、国立大学学長会議や教育刷新委員会に提示された「大学法試案要綱」によつて、事態は緊迫した様相を呈するにいたつた。この要綱は、総司令部顧問イールズの手になるものといわれるが、各国立

大学に管理委員会を設け、これに極めて強力な权限をもたせることによって、大学を外部勢力（政府や独占）の支配下におこうとするものと批判された。それが大学に対するレッドページにつながることは、イールズが新潟大学を皮切りに昭和二十四年七月以降、「共産主義者は狂犬」であり、放火犯、強盗と同じである。学園の秩序を乱す者は駆逐しなければならない」旨の演説を、全国各地の大学で行なつたことからも容易に了解できよう。しかし、このイールズの演説は、各地の大学で公開質問やボイコット戦術などによって反撃され、結局「大学法試案要綱」も文部省はこれを全面的に撤回せざるを得なかつたのである。

そこで文部省は、あらためて「大学管理条例起草協議会」を設けた。東大の我妻栄教授を中心として委員二十名をもつて構成されるこの委員会が作成した試案は、昭和二十六年三月に「国立大学管理条例案」および「公立大学管理条例案」として国会に上程された。この第二次案は、大学の管理体制を大学 자체の内部に移行させてはいるが、教授会に対しても評議会の占める比重が大きく、このため大学内的一部上層教授にのみ権限を集中するものとして反対が強く、ほとんど審議されないまま、翌二十七年夏審議未了で廃案となつた。その後、文部省事務当局の手によって第三次案の作成がすすめられ、これは大学に対する文部省の統制強化をあわせねらうものとして警戒されたが、ついに不成立におわつた。ただ文部省は、昭和二十八年

四月に「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」(文部省令第十一号)により、第三次案にみられるものとほとんど同一の条文をもって第三次案の一部を一方的に実施している。

他方、占領状態の終結を前にして、リッジウェイ声明により、占領中の総司令部指令による政令を日本政府が再審査することを許されたとき、政令改正諮問委員会は、教育制度の改革に関する答申の中で、大学については、「二年または三年の専修大学と四年以上の普通大学とに分かつこと。専修大学は、専門的職業教育を中心とするもの(工・商・農各専修大学)と教員養成を中心とするもの(教育専修大学)とに分かち、普通大学は、学問研究を中心とするものと高度の専門的職業教育を中心とするものと教員養成を中心とするものとに分かつこと」を指摘している。ここで大学の種別化(格差)がはつきりと姿を現わしており、しかも専修大学として格付けされるものが、旧高専と旧師範学校であることは、現在、文部省および中教審ですすめられている大学制度改悪の方向をすでに示唆しているものとして注目される。

三、講和後現在にいたるまでの動き

朝鮮戦争以後、急速に復活をとげはじめた独占資本の要求は、わが国の教育制度に関する日経連の要望の中にも明確に示されているが、大学に関しても、中級技術者・監督者の養成のため、一部新

制大学の年限短縮や一部短大と実業高校との一体化などによる五年制の職業専門大学を強く求めた。文部省はこのような要望にこたえて、昭和三十年四月から短大を専科大学として新発足させた。文部省はこのように反対であったが、社会党、日教組はもとより、私立短大系の強い反対にあっていずれも廃案となつたのである。このため文部省は、大学の枠の外にたつものとして、本年四月より工業系統のみについて高等専門学校を発足させた。現在、文部省大学学術局あたりでは、一府県一高専という構想はむしろ高専の内容を低下をまねくので、厳選して内容充実をはかるなどと説明しているが、この考え方のうらには、文部省の統制下に組み込まれている高専を育成することによって、地方大学の社会的評価を低下させ、大学の格下げのための一つの条件にしようといふ意図がひそめられている。

他方、M.S.A協定の締結に関連して昭和二十九年以降、教育二法、教育委員会の任命制、勤務評定、教科書検定の強化、学力テストの実施等々、小・中高校の教育に対して相次ぐ攻撃が加えられてきたが、勤評闘争が最も激しくたかわれた昭和三十三年前後に、教員養成制度の再検討がクローズアップされてきている。すなわち、昭和三十三年七月、中教審は「教員養成制度の改善方策について」答申し、教員の質の向上、計画養成などの名のもとに、国は教員養成を目的とする大学を設置し、一般大学とは別個の基準をもうけること

としている。そして国は、その基準の維持について必要な「指導監督」を行なうこととなつていて、その中には「必要な履修科目の内容、程度をベく」「専科大学法案」を三たび国会に提出したが社会党、日教組はもとより、私立短大系の強い反対にあっていずれも廃案となつたのである。このため文部省は、大学の枠の外にたつものとして、本年四月より工業系統のみについて高等専門学校を発足させた。現在、文部省大学学術局あたりでは、一府県一高専という構想はむしろ高専の内容を低下をまねくので、厳選して内容充実をはかるなどと説明しているが、この考え方のうらには、文部省の統制下に組み込まれている高専を育成することによって、地方大学の社会的評価を低下させ、大学の格下げのための一つの条件にしようといふ意図がひそめられている。

文部省は、理科担当の高校教員の不足を補うという美名にかられ、現職教員に対する勤評、将来の旧師範教育の再現であることは明瞭である。また入学者選抜にあたっての「人物考査」や「補導組織の確立」などの答申内容とあわせ考えるとき、文部省は、理科教員の不足を補うという美名にかられ、現職教員に対する勤評、将来の教員を養成する機関の再編成という構想のもとに昨年の第三十八国会で強引にも社会党の反対を押し切り「臨時工業教員養成所設置法案」を成立させ、工業高校教員のヶ月間の養成という既成事実をこしらえたこともみのがしてはならない。しかも、現在、この工業教員養成所の学生が一齊に立ち上がり、施設・設備と教授陣の充実、四年制大学への昇格などを要求して六月下旬から授業放棄などの運動をはじめているが、わが党はこの問題も重視し、衆参両院の文教委員会などにおいて政府を鋭く追及する方針を決めている。

また大学制度全般にわたる改革としては、昭和三十五年に松田文相が中教審に「大学制度の改善について」を諮問するおよんで、ついに攻撃は大学教育の個々の部門へのものから、大学教育、大学制度全般へと発展していった。諮問に際して文相は「終戦後行なわれた教育制度の改革によつて

てわが国の高等教育機関は等しく新しい性格、内容を有する大学になつたが、その実施の状況をみると、わが国の実情にそらして、なお種々検討を要する問題がある。また最近の産業経済ならばに科学技術の発展にかんがみ、改善を要望する向きが少くない」と言明しており、その真意がどのようなのものは説明するまでもないことである。

四、大学管理制度改革案の問題

▽大学の性格について ①中教審の答申原案は、「新しい事態に適応しうる」「国家社会の要請に応えうる社会制度としての大学の性格」を強調している。この点は文部省の発言にもしばしば出てくるし、われわれとしても科学技術の革新、新しい社会を展望しての大学のあり方を真剣に考へねばならない。しかし、文部省の「はげしい国際競争に対処し」生産力増強、所得倍増計画に見合う「上級の職業人養成」という大企業の要請に応えるマン・パワー政策の一環としての新制大学の管理運営である。

▽学長について ②中教審の答申原案は、①大学の最高責任者は学長である、②学長選考は文部大臣が任命して投票者は教授とする、③学長補佐機関として副学長を設ける、としている。現行法でも学長は「大学の最高の責任者である」（学校教育法第五十八条第三項）。ただ、その権限と責任は、大学の自治に関する部面については形式的な

のである。すべての部面で実質的な最高の権限と責任者になつたら、大学の自治はないであろう。学長は、ピラミッド型行政官庁の長とは本質的に違うのである。学長選挙権者の範囲の決定は大学の自主的決定にまかすべきは当然で、そこに大学の自治の具体化がある。学長は「人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ教育行政に関し識見を有する者」を大学の知性が選ぶのである。大学の使命からみて「著しく不適当」な人物を選ぶことはありえない。文相の拒否権は、あまりにも前世紀の権力行政むき出しで、あわれでさえある。この大学人事について不適当と認めた場合、文相は中央の機関を通して「再選考」を求めるという拒否権は中央の機関をクッショーンとして政府がいちいち大学人事に介入し、教育に対する国家の権限を強化する結果となる。戦前の政党内閣時代には政府が変わると末端の警察署長まで入れ替えとなつた。国立大学の人事に政府が立ち入るようになつては保守、革新の政権交代ごとにそれと同様のことがおこりかねない。「帝国官僚」の養成機関であつた古い姿を今さら復元するのは時代錯誤といふほかない。また副学長の選考が学長一個人の胸三寸にまかされているのは奇怪である。副学長が文部省と大学をつなぐ太いパイプにならないという保障はどこにもない。原案が通れば、学長の背後に学長の意思、善意いかんにかかわらず、文部省という権力のあやつり装置が控えていることになることを忘れてはならない。

▽教員の身分取扱いについて ③教員の選考、採用について二重、三重の閑門を設けており、終局において文部大臣が適格と認めた場合にだけ採用される仕組みになつてている。これでは一体、大学の自治はいすこにありやといわざるをえない。そのうえ、任期制度や再審制度でときどき首実験をすることを要求していくことも問題である。さらに不利益処分については、「文部大臣は中央の機関に諮って」学長や評議会に処分を求めたり、重くするよう改めさせたりすることができること

としている点も指摘する必要があろう。

五、わが党の態度と闘い

わが党は、池田内閣の大学管理制度の改悪に反対し闘うとともに、憲法の思想の自由、学問の自由を保障する「大学の自治」をさらに確立するよう努力する。一方、大学の自主的運営によって、現行制度のままに、学長の公選制の確立、学部教授会、評議会の議決機関としての地位の明確化など大学の自治に関する伝統形成に期待する。また当面の対策として、大学にとって焦眉の急である研究教授の施設設備の不十分、大学教師の生活の不安定、学生生活の学資不足、さらにマス・プロの教育による弊害を是正するために、真理探求のいまや大学管理制度改革に反対する行動は教授、学生を中心とした全国的規模ではじまっている。この闘いに全党員は積極的に参加し、国公私立大學組織を中心としたものとし、日教組と協力し小・中・高校との共闘を強めること、あらゆる学者・文化人を網羅した体制を築いて発展させねばならない。

憲法の規定した思想学問の自由を守ることは、政治権力の統制からの大学の自由自治を守ることと合致する。教育基本法は「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に直接に責任を負つて行なわれるべきものである」とのべ、教育行政

機関は教育内容を支配してはならず、ただ「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」だけを任務とするよう定めている。われわれの大学管理制度改革に反対する闘いは、平和と民主主義を守る護憲運動の一環であり、同時に民主教育確立の闘いでなければならない。(遠藤)

資料 教育についての基本的態度と当面の教育問題についての対策

(八月十五日)

日本社会党政政策審議会

池田首相は去る七月の参院選挙前後を通じて、また八月十日の臨時国会本会議における所信表明において、教育重視を公約し、「国づくり」「人づくり」を強調した。しかし、その「教育人間像」を明らかにしないことは国民をまよわるものである。他方、大学は「革命の担手」とする幼稚な認識のもとに大学の管理制度を再検討するなどと力説していることも無責任な放言である。

また、荒木文相はしばしば「日本教職員組合」を口ぎたなく非難し、わが国の文部大臣としての品位をみずから傷つけるものであり、また軽率に教育基本法の改変を公言していることは民主教育のため寒心にたえない。

国民は、池田内閣の「教育の重視」は何を意味しているのか、「人づくり」といかなる人間をしてその普及徹底をはかる。

育基本法改悪の思想につながる教育の反動化に甚だしく不安を感じている。
このさい、わが党は教育に関する基本的態度並びに、当面の教育問題についての対策を国民のまえに明らかにし、同時に政府に対しても、責任のある教育思想とその対策を発表することを要求する。

▼教育についての基本的態度

第一 教育に対する権力支配を排除する。

一、教育の本質的機能は、内から人間の能力を引き出し、人間として全面的に発達せしめる

ことにある。外から、一定の型を予定し、押しつけることは、正しい人間形成ではない。
二、わが国の教育は明治以来、政治権力の支配が強く、自由な人間形成を阻止し、いくたの弊害を生んだ。わが党は、教育は自由にして創造的な教育活動によつてのみ、その正しい機能を發揮することを確認して教育に対する権力支配を排除する。

第二 わが党の文教政策は「日本国憲法」の国家理想を基調とする。

1、わが党の文教政策は日本国憲法のかかげる

1 国民民主権制度を軸とする「民主主義」

2 戰争放棄を軸とする「和平主義」

3 「生活権」と「自由権」を柱とする「人権主義」

この三つの国家理想を国民の教育の目標としてその普及徹底をはかる。

第三 わが党の文教政策は「教育基本法」のさだめる教育の諸原則を忠実に守る。

教育基本法の第一条にかかる「教育人間像」を人間形成の目標とする。

教育基本法第一条のさだめる「平和的な国家及び、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民」こそ「よき世界的日本人」として正しい教育目標である。

教育基本法第二条以下の教育の諸原則は忠実に守る。

第四 教師の学問思想研修の自由を保障する。

1 自由にして民主的な教育活動を尊重する

2 教師の賃金、労働条件の改善および民主教育の推進については、教師との交渉と話し合いで運営するルールを確立する。

第五 当面問題となつてゐる道徳教育観と科学教育観を明らかにしてかく。

一、道徳教育観

池田内閣は道徳教育を強調している。わが党は道徳教育そのものは否定しない。その重要性をみとめる。しかし、まづ道徳教育観を明らかにする責任がある。わが党は「万人が万人のため」の道徳をめざす道徳教育を確立するため、身分道徳を前提とする道徳教育はみとめ

ない。身分的な人間差別観に立つ封建思想は、あやまれる道徳教育に入りこむ危険がある。この思想に基く道徳教育は、憲法の人権思想を阻止し、「個人の尊厳」を稀薄にするものでない、認ることはできない。

2 道徳は特定の階級に奉仕する手段に利用されてはならない。資本主義社会における道徳教育は資本のために人間を犠牲にする危険がある。ゆえに道徳教育は、資本主義社会に対する自由な批判をみとめることを前提として、教育基本法のさだめる「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた」

人間形成を忠実に目ざすべきである。

3 正しい愛国心は民主的で平和な新らしい

日本をつくる実践の中で得するものである。したがつて、正しい愛国心の教育は社会改造に向つた政治的自由を前提とする。貧しさと失業のふえる日本の現状を守ることから正しい愛国心は生れない。わが党は、正しい愛国心教育を推進する。

一、科学教育観

池田内閣は科学技術者養成の必要を所得倍増計画の手段として強調してきた。そのような資本のための当面の手段として、科学教育を強調することは誤りであり、科学の進歩に役に立たぬ狭い技術者、速成科学者養成をすることが明らかである。

わが党は科学教育に重視して、次のことを基本とする。

1 科学は、世界の平和と人間の福祉に貢献するものでなければならない。

2 六・三制を通じて、科学の基礎教育を重視して国民全体の科学水準の向上を主眼として、企業のための速成科学教育に走ることを厳に戒める。

3 科学教育はやがて、科学的合理主義的生活態度としてその成果を期待する。

三、科学者を社会的にも経済的にも尊重してその地位の向上をはかる。

▼当面の教育問題についての対策

第一 義務教育におけるすし詰学級の解消

一、わが国のすし詰め学級の現状は、中学において五四名、小学校において五二名であり欧洲水準の三〇名に比較すると驚ろくべき後進性を示している。池田首相の「教育の重視」で空念仮であることを如実に示すものであり、また、すしづめ学級による生徒児童の個別指導の不足は青少年の不良化の一因でもあることは寒心にたいない問題である。

一、対策

1 年次計画によつて、すみやかに一学級四十名を達成する。

2 養護教諭、事務職員の配置を実現する。

3 教師の授業時間小学校二二時間、中学校二〇時間以内とする。

第二 大学の管理問題

池田内閣の大学の管理制度の改悪に反対するとともに憲法の思想の自由・学問の自由を保障する「大学の自治」をさらに確立する。

1、大学の自主的運営によって、現行制度のままに、学長の公選制の確立、学部教授会、評議会の議決機関としての地位の明確化等大学の自治に關する伝統形成に期待する。

2、当面の対策として、大学にとって焦眉の急である研究教授の施設設備の不十分、大学教師の生活の不安定、学生生活の学資不足さらにマス・プロの教育による弊害を是正するため、真理探求の十分な環境形成に努力する。

第三 高校教育の問題

一、高校全入運動

高校全入は社会進歩に即応する父毎、国民の切なる願いであり、受験地獄による青少年のノイローゼ自暴自棄、自殺等の続出は寒心にたえない。わが党は速かに高校進学希望者の全員入学を実現する。

二、高校の施設設備の充実
高校の施設、設備の充実のために国の責任において万全の措置をとる。

1 高校校舎建築費は二分の一の国補助
2 高校敷地購入費は三分の一の国補助
3 高校校舎の構造比率は鉄筋を原則とする
4 建築単価は資材の時価に応ずるよう引上げること。

5 私立高校の学級増にも公立に準じ補助する。

6 各公私立高校の設備、施設の不均衡の是正へき地所在高校の充実

7 勤労青年のための定時制高校の充実のための再検討

8 定時制、夜間学校の進学就職の差別待遇を排除する。

第四 教員養成の問題

一、一般教員養成の問題

1 池田内閣は特定の教員養成機関の設置を企図して、特定の教育と特定の教師を養成して教育の国家統制のとりでをつくろうとしている。これでは、教師の自由にして発らつた創造的教育活動は期待できない。

2 対策

1 一般大学において教員養成を行う原則を堅持する。

2 優秀な教員獲保のためには、給与改善及び十分な学資給与制によって目的をはたす。

二、工業教員養成の問題

1 昨三十六年度、政府は、三ヶ年制の工業教員養成所を設置したことは、明らかに失敗であった。施設、設備の不十分、教授助教の不足、基礎学科の不足等、高校における工業科教員の養成は不可能であり、全

国的学生は学習意欲を完全に喪失している

2 対策
速かに、四年制として、大学の学部として再検討すること。現在在学中の学生に対して、継続四か年の教育をうける道を開くこと。

第五 青少年問題

1 最近の青少年問題の頽廃、非行の原因は学校と家庭にのみ責任を負わることは誤りである。根本的には、資本主義文化のたいはいに起因し、貧乏、失業等の生活不安からくる不合理な社会に対する反抗、不平不満にあることを調査して総合的に対策を立てるべきである。

二、対策

1 あくどい營利主義に基く青少年の人間性をそこなう興行、刊行物等の頽廃文化を排除する。

2 高校全入、へき地教育の充実、都市スマ街の子弟の教育等教育の機会均等を実現して、受験難によるノイローゼ、向学心をみたされないための青少年の傷心をなくす

3 教師の自発性に基く、子どもを守る教育運動を助成する。

4 自由なPTA運動として、家庭教育に関する「両親学級」を開設し、国は助成する
5 国は「援助して支配せざる」の民主教育の原則を確立する。

資料 中央教育審議会の原案

(一九六二・六・二十一)

(一) 高等教育機関の管理運営と大学自治

高等教育機関の規模が拡大し、社会制度としての性格が強く打出されてくるにつれて、その管理運営も新しい事態に適応しうるものでなければならなくなつた。また高等教育機関の管理運営には社会制度として課せられた国家社会の要請を考慮すべきである。そのさい、いわゆる大学の自治、管理運営上の自主性について特に留意する必要がある。

大学の自治は実質的には（イ）教員人事（ロ）学内施設の管理、学生の指導（ハ）財政の面に現われる。教員人事における自主性は大学の自治の基本的な要素であるとともに当面の課題である学部水準以上の教育機関の管理運営の主要部分と表裏の関係にある。

現在大学の多くは構成が複雑化し、その管理運営が適切に行なわれないと、本来の使命達成に支障を生じるばかりでなく、大学の自治の実体を保つことも困難となる。以上の趣旨によつて、大学における管理機関、教育の身分取扱等については以下の方途が講ぜられるべきである。

大学院大学はその目的、性格に即し以下のべる趣旨にそつて適正な措置を講ずべきである。

この方途は国立大学について検討されたものだが、公立、私立の大学の管理運営も教育機関として国立の大学と共通の面があるので、公、私立の大学にも適するものに関しては、その趣旨にそつて検討することが望ましい。

る。また大学院大学長を認証官とすることを検討する必要がある。

二、評議会 ①職務権限＝評議会は学則、学部規則などの制定、改廃、学内予算の方針、学生の

厚生補導の方策など大学運営上の重要事項を審議する機関とすべきである。なお教員の不利益

(二) 学内管理機関

現在の学内管理体制は必ずしも分明でない。基本体系としては全学の総括的な最高の責任者を学長、学部の責任者を学部長とし、評議会は全学の教授会は学部の重要な事項を審議する機関とする。

一、学長 ①職務権限＝大学の管理運営の最高責任者は学長である。②選考、任命＝大学がその

使命を達成するには選考、任命が適正に行なわなければならぬのは当然である。評議会で複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて学内で投票を行ない、その結果に基づいて評議会が学長候補者を決め、学長がこれを文部大臣に申出する。文部大臣はそれについて任命するものとする。投票者は教授とする。学長適格者の選定、投票等に関する手続は制度化することとする。③任期＝四年を基準とし、再任を妨げないことと定めるのが適当である。④学長補佐機関＝大学の管理運営上全学的な教育研究計画の樹立推進など重要な分野で学長を補佐するため必要な大学には、たとえば、副学長のような補佐機関を設けるべきである。この場合、副学長は学長か教授のうちから選考するものとす

る。評議員として大学の重要な事項の審査に参与する。

さらに大学の管理運営について学長と密接に協力するものであることを明らかにする必要がある。②選考、任期＝学部長については教授会が適格者を選定、学部長にこれを学長に推薦する。学長はそれを慎重に選考、文部大臣に申出する。学長は学部長から推薦のあった者を著しく不適当と認めた時は評議会に諮つて学部に再選出を求めるようすべきである。任期はその

職責にかんがみ、ある程度の期間を必要とするが、他方学部長は教授併任の職であることを考慮し、その任期はおおむね二年以上とし、かつ再任を妨げないことと定めるのが適当である。

四、教授会 現行の制度ではその職務権限、構成、設置、学部長との関係等が明確でない。次のように改善すべきである。
①職務権限 ②現在の教授会は大学によって本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育、指導および学業評価、学部長、教員の選考、学位、称号に関する事項について審議するものとすべきである。
②構成 ③現在は各大学によつて区々だが、教授会は教授のみをもつて構成されるべきものとし、とくに必要がある場合に限り評議会に諮つて助教授または専任講師を加えることができるものとする。ただし学部長、教員の選考に関することについては、教授のみが審議するものとすべきである。
④設置 教授会は学部に設置する。ただし学部の規定が大きく構成が複雑であつたり、学部が地域的に分散している場合は、代議員会を置くことができるよう特例を設ける必要がある。

(三) 教員の身分取扱および待遇

一、教員の身分取扱 ①選考、任命 ②現在一部の大字では教員の選考の範囲がややもすれば閉鎖的になりがちで、その昇任も安易に行なわれて

いるなど適切を欠く場合もある。教員の選考の責任者としての学長、および任命の責任者としての文部大臣の権限はほとんど形式的なものになつてゐる。教員の選考はまず学部長が教員の方法で教員適格者を選び、教授会に諮つて候補者を学長に推薦する。学長は学部長から推薦のあつた候補者につき、学部長の場合に準じて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申出、文部大臣が任命する。学部長が適格者を選ぶには公算などで広く人材を求め、慎重を期するものとする。ただし学長は学部長から推薦のあつた教員候補者を著しく不適当と認めた時は、学部長の場合に準じて学部に対し再選出を求めうるようするべきである。教員について任期制度または再審制度を設けることを検討する必要がある。

二、教員の待遇 大学の教員の給与は、同程度の資格能力を必要とする他の職種の給与の実態、諸外国の高等教育機関の教員の待遇、戦前のわが国の状況を考慮して、相当の水準に引き上げると共に、給与体系をその職務に即するよういっそう整備する必要がある。大学院大学の教員については特別の措置を講ずべきである。給与改善と関連して研究費の増額が必要である。

(四) その他

中央の機関 新たに中央の機関を設けるものとする。この機関は高等教育機関の計画的設置に関する事項について審議するとともに、大学における教育研究に関する基本の方策について審議するものとする。また文部大臣が大学から申出のあつた学長、学部長または教員の候補者を著しく不適當と認めた場合は、この機関にはかかる。大学に再選考を求め得るものとする。なおこの機関は文部大臣の要請に応じて学長、教員の不利益処分に関する大学に対し措置を求めるものとする。

この機関については「大学の財政」についての審議を行なうさい、さらに検討すべきものがあると思われ、そのさいこの機関に期待される機能の全体を明らかにするとともに、機能に即した委員の構成、任期などにつき慎重に配慮する必要がある。

平和と国民の生活を守るために

て、わが党の立場を鮮明にしつつ、
御質問を申し上げたいと存ずる次第



矢尾喜三郎氏

池田首相は八月十日の衆院本会議で、いわゆる「人造り」を中心とする所信表明をおこなったが、これに對して日本社会党は、十一日の衆院で矢尾喜三郎、片島港議員を代表質問にたて、十三日の参院では近藤信一、吉田法晴議員がたって、内政、外交の全般にわたり、政府の所信をただした。

ここに掲げるのは、各議員による代表質問演説の全文である。

矢尾喜三郎

（28）

私は、日本社会党を代表いたしまして、昨日の池田総理の所信表明に關連いたしまして、数多くの疑問点を持っておるのでござりますが、時間の都合上、わが党の質問者が分担いたしまして、徹底的に御質問を申し上げたいと思うのでございます。私は、主として、貿易、外交、非核武装宣言等の諸問題につきましてお尋ねいたします。

池田総理は、一昨年、自民党總裁に就任されて以来、寛容と忍耐とをもって事に当たると公言されきてましたが、政治の姿勢が正しいかどうかの基準は、いかなる政策をいかに実行するかによつてきめられねばならないことは言うまでもありません。池田内閣のこれまでの政治のやう方は、口では寛容と忍耐を宣伝しているのであります。その実、実際の政治の場においては、政防法を無理やり通そうとしたり、ガリオア、エロア、タイ特別円一二協定を、岸前内閣と同じように、民主主義、議会政治のルールを一切無視して押し通した

でございます。

一、少數意見を尊重せよ

それらの諸問題に入る前に、池田内閣の政治姿勢についてお尋ねいたします。

池田総理は、一昨年、自民党總裁に就任されて以来、寛容と忍耐とをもって事に当たると公言されきてましたが、政治の姿勢が正しいかどうかの基準は、いかなる政策をいかに実行するかによつてきめられねばならないことは言うまでもありません。池田内閣のこれまでの政治のやう方は、口では寛容と忍耐を宣伝しているのであります。その実、実際の政治の場においては、政防法を無理やり通そうとしたり、ガリオア、エロア、タイ特別円一二協定を、岸前内閣と同じように、民主主義、議会政治のルールを一切無視して押し通した

り、あるいは日韓関係正常化を韓国軍事政権との間に、これまた無理やりいでつち上げようとしているのであります。池田総理が口で言つておられるることは、實際に行なつてることをカムフラージュする方便にすぎないと思われるであります。また、総理は、最近、寛容と忍耐には限度がある。今後は民主主義の原理である多数決の原則の上に立て事を処したいと言われておるのであります。ですが、多数決は、その前提である国会がきれいな選挙によって選ばれた議員によって構成されていなければ意味がないのであります。さきの通常国会におきましては、政府の提出した公職選挙法改正案に、野党が賛成して、与党がこれに修正を加えるという奇妙な現象が起きたのであります。そのため、そのよつて來たる原因は、公明清潔な、民主主義にかなつた選挙が、自民党にとってはこの上もなく不利になるからであります。案の定、先般の参議院選挙においては、高級公務員の悪質違反を初め、多くの自民党公認候補者の違反が続出しておりました。総理が、民主主義の原理である

多数決の原則をもつて事に当たられないと思うのでございます。

るというのであれば、総理は、自民党総裁として、まず、今回の参議院選挙における違反者を厳重に処置さ

二、貿易自由化を延期せよ

次に、質問の第一点といたしまして、貿易の自由化に伴う諸問題についてお伺いいたします。

日本経済は財團のとん風がひどく、
跡的な成長を遂げたのであります
が、その産業、企業の規模たるや、
先進諸国に比べればいまだあまりに
小さく、日本の企業は、多少の例外
を除けば、すべて国際的には中小企

になります。

業ばかりだといわれるほどで、わが国の産業界の実情は、輸出競争の点ではまことに寒い状態であるといわれているのであります。しかるに、このような国際競争力の弱い日本経済は、本年十月から九〇%の貿易自由化により、きびしい国際的試練にさらされようとしているのであります。これに関連して、以下順を追つてお伺いたします。

第一に、九〇%の貿易自由化は、すでに知られているように、昨年のIMFの対日年次協議の際に、当時の水田大蔵大臣以下、通産、経済企画の三閣僚が、八条国移行による為替制限撤廃を一年延期するために、

自由化に対し何の成算もないままにIFMに約束したものであるといわれております。また、現閣僚の有効力者も是認しておられるのでありまするが、この自由化は、アメリカが近年とみに悪化した国際収支と金流出を防ぎ、世界貿易上の優位性を確保するため日本に押しつけたものであるともいわれているのであります。ですが、この点、総理はいかにお考えになつておるのか、まず承りたいのであります。

貿易の自由化は、申すまでもなく、国際競争力の強い先進資本主義国にとつては有利であります。しかし、いわゆる中進国といわれるわが国にとっては、かえってマイナスの点が多いと思われ、むしろアメリカ資本の日本進出を促進し、わが国経済のアメリカ依存度を強めることになるとともに、大企業は外国資本と提携して被害を少なくすることができます。被害を少くすることができると申しますものの、これも相手と対等の力がなければ、押しまくられ、損をするのは日本側だけであることはもちろんであります。その他多くの中小企業が壊滅状態に追い込まれることは、すでに自由化されたものを品目別に見れば一目瞭然であります。また、自由化がわが国の貿易を積極的に拡大させる要因は何ら見当たりません。ガット三十五条の援用や、関税による輸入制限措置が、わが国の自由化によって解除される保障ではなく、逆に労働条件の切り下げ低賃金政策の強化が、一そう対日商品のボイコットを強めるであろうと予測することは困難ではないのであります。

化の前提として、本年をもって一応期限の切れる現在の日米通商航海条約を改正して、外資の無制限導入を押えて、国内産業を保護し、同時に最低賃金制を確立して、わが国の低賃金を解消することが必要であると考えるのであります。また、産業別対策を確立するとともに、特に国際的に劣位にある産業や新産業について、単なる関税対策ではなく、具体的な自由化対策を確立すべきであり、それらの対策が確立されるまでは、自由化を延期すべきであると考えるのであります。が、総理の考えをお聞かせ願いたいと思うのであります。また、もしこれらの対策や処置を何ら講ずることなく、何が何でも十月から自由化を断行されるとあれば、国内産業は大打撃を受けること必定であります。伝えられるところによりますと、通産省、大蔵省、外務省の間に食い違いがあるということでありますが、これはいまだ政府に一貫して自信がないことを示す証左であると思うのであります。が、その点

をあわせてお伺いいたしたいのであります。

三、日中・日ソ貿易を促進せよ

第三に、自由化問題と関連して伺わねばならないことは、対共産圏貿易、特に日中貿易についてでござります。

近年、世界経済のブロック化の傾向は著しく、とりわけ EEC の発展には目ざましいものがあり、かつて太陽の没することのないといわれたイギリスも、やがて EEC に加入しなければならないところまで追い込まれ、イギリスの率いる自由貿易連合諸国も EEC に加入ないしは連合することになりましょう。アメリカでさえ積極的な対抗策を講じなければならぬ羽目となり、漸次、EEC との貿易関係を強化するであろう打撃を食いとめる自信があるのかどうか、その具体策を伺いたいのであります。かかる情勢の中によつて、おそまきながらそれに気づかれたか、また国民的要望を抑えがたく思われたのか、今まで貿易の相手を政治的な色彩でえり好みをして、ほとんど動く対米依存の大樹の陰政策は、国家百年の方向を誤らしめるものであり、一日も早く放擲して、目を世界に転じ、わが国独自の方針を打ち出しきらしいものさえ見えなかつた池田内閣が、最近新組合方式によつて日中貿易を促進する構想を発表されました。が、しかし、中国との貿易を本格的に進めるためには、申しわけ的な処置ではなく、政府間の協定を結ばなければならないということは当然であります。ことに、現在、対共産圏貿易については、MSA 協定第八条、ココム等によって制限が加えられておるのであって、政府が本気で海外市場を拡大せんとするのであ

ります。

世界経済の趨勢がこのようなときには、日本の現状はどうであります。まだ、今や国内では池田内閣の高度経済成長政策の結果、過剰生産の傾向が強まかりに、外交においても、貿易においても、すべてアメリカに従属することのみきゆうきゅうとし、あげくの果ては、昨年度における十億ドルの対米貿易の赤字解消を昨年の日米経済閣僚合同委員会において要求したところ、アメリカ側から、ほかの国との貿易で埋め合わせればよいと軽くいなされ、また、綿製品に対する賦課金などバイ・アメリカン政策の前に日本製品はきびしい制限措置を受けています。かかる対米依存の大樹の陰政策は、国家百年の方向を誤らしめるものであり、一日も早く放擲して、目を世界に転じ、わが国独自の方針を打ち出しきらしいものさえ見えなかつた池田内閣が、最近新組合方式によつて日中貿易を促進する構想を発表されました。が、しかし、中国との貿易を本格的に進めるためには、申しわけ的な処置ではなく、政府間の協定を結ばなければならないということは当然であります。ことに、現在、対共産圏貿易については、MSA 協定第八条、ココム等によって制限が加えられておるのであって、政府が本気で海外市場を拡大せんとするのであ

ります。

かかる情勢の中にあって、おそまきながらそれに気づかれたか、また国民的要望を抑えがたく思われたのか、今まで貿易の相手を政治的な色彩でえり好みをして、ほとんど動く対米依存の大樹の陰政策は、国家百年の方向を誤らしめるものであり、一日も早く放擲して、目を世界に転じ、わが国独自の方針を打ち出しきらしいものさえ見えなかつた池田内閣が、最近新組合方式によつて日中貿易を促進する構想を発表されました。が、しかし、中国との貿易を本格的に進めるためには、申しわけ的な処置ではなく、政府間の協定を結ばなければならないということは当然であります。ことに、現在、対共産圏貿易については、MSA 協定第八条、ココム等によって制限が加えられておるのであって、政府が本気で海外市場を拡大せんとするのであ

れば、これらの規制を国の主権の発動として廃棄すべきであります。こそ真の貿易自由化の第一歩であります。そして一切の貿易制限を勇断をもって一掃し、何ものにも圧迫、干渉されない互恵対等の立場で貿易をやるべきであります。この際、総理は、日中政府間貿易協定を積極的に結ぶ意思があるかどうか。また、ココム等の貿易制限を廃棄される意思があるかどうか。これでなければ断じて完全なる貿易体制はできないと思ひますが、これがたまには国際的にはアメリカを初め、台湾その他あらゆる干渉、圧迫があると思いますが、敢然としてこれを打ち払う勇気がおありになられるかどうか、具体的にはつきりお示しを願いたいのであります。

四、非核武装宣言

次に、私は日本の非核武装宣言について総理のお考えを承りたいと思います。

今日、米ソ両国は、あくことなき核実験競争を繰り返しております。本年に入りましたからも、アメリカは、すでに四月二十六日、大気圈内

核実験を再開し、また、ソ連は、アメリカの一連の核実験に対抗すると称して、時あるかも広島の原爆記念日の前日である去る五日、ついに核実験を再開したのであります。ともに許すべからざる非人道的行為であるといわなければなりません。しかし、ともに相手国の実験の非を鳴らすことによってみずから実験の弁解とし、ともに新平器、新戦略を自己及び世界に誇示してみずから優位を確保することをもつてその目的としておるのであります。まさに核実験、核軍拡競争の悪循環といふべきであります。

われわれ日本国民は、世界唯一の原爆被爆国民として、かかる核実験、核軍拡の競争は、アメリカにとってもソ連にとっても、平和と安全の解答にはならないことを身をもつて知つております。また、最近に至つては、原水爆の禁止こそが、眞の世界平和と人類の安全につながる道であることが、世界の世論となつて盛り上がり、イギリス、アメリカを始め、西欧諸国においても核兵器反対の運動が盛り上がっておる事実を見のがすわけには参りません。にも

かかわらず、米ソ両国を初めとする核実験、拡軍拡競争が繰り返されるのは、相手がやめれば自分がやめるといって、まず自分がやめるということをしないからであります。われわれ社会党は、米ソを初めとして、いかなる国の核実験にも反対であります。社会党は、その立場に立つて核実験並びに拡軍拡競争の悪循環を断ち切るためには、日本がまず非核武装宣言を行なつて、世界の核武装禁止、全面軍縮運動の先頭に立つべきであると主張いたしております。

ところが、政府が核実験禁止、原水爆禁止のために積極的に努力をしないことはまことに遺憾であります。毎回の米ソ両国の実験に対しましても、これまで型通りの抗議を繰り返すのみで、何ら必要な努力が統けられておらないのであります。この問題こそは、よく海外にお出かけになりますする池田総理が、みずからが党訪中使節団もこの点を強く中国側に主張し、日中両国を含むアジア太平洋地域の非核武装を共同声明の中に明言しておるのであります。

しかるに、政府は、核実験反対の抗議と同じように、非核武装宣言についても全く消極的であります。さきの通常国会において、わが党の河上委員長が、外務委員会で、非核武装宣言を総理にただしたのに対し、総理は、宣言をするのはやぶさ

えがあるかどうかをまずお伺いしたのであります。

かではないと答弁されております。

そこで、非核武装宣言を次の国会で議決することを参議院選挙の自社両党の公約にすることをわが党から提案したのであります。どうしたことがあります。こうなりますと、総理大臣の国会における答弁は全く信用が置けないことになるのであります。

さらに、われわれは、その後のいきさつからも一そう疑いを深めざるを得ないのであります。すなわち、あなたは、参議院選挙中、わが党の非核武装宣言要求に対し、このような要求をするよりも、社会党は中国に対して核武装しないようて要求すべきだと主張されておりますが、これは本年三月八日、参議院外務委員会において、わが党の矢嶋三義君が総理に質問いたしました際、中国が核武装すればアメリカは日本に核武装を勧めてくるが、その際これを拒否するのかと質問いたしましたのに對し、総理は、拒否するのは当然であると言明された。たとい中国が核武装しても日本はしないとはっきり言つておられる事実からして、わが党を攻撃せんがための宣伝であると

しか考えられないであります。

また、内閣改造後の記者会見では若干ニュアンスを変えて、私は核兵器は持ちません。池田政権の続く限り核兵器保有は考えておりませんと答えておられるのであります。が、こうなると、自民党の党内事情からして、池田内閣の命脈がいつまで持つものか持たないものかといわれてゐる今日、国民の不安は深まる一方であります。

ことに最近、保守陣営の一部に核武装をしようという動きが現実に出ている事実を見のがすわけには參りません。去る五月二十八日、日本財界の有力者である三井物産社長水上達三氏は、記者会見において、原子力発電のコストを安くするために副産物のブルトニウムで爆弾でも何でもつくればよいと発言しておられました。このように重要なことは、吉田元首相が七月十二日、日米協会において、核兵器を持つくらいの気持を持たねばならないと演説されていることであります。

また、現閣僚の中につても、志賀防衛庁長官は、東京新聞の新閣僚座談会において、吉田さんの発言に

ついて賛成する国民があるというこ

とはいなめないと言つておられるのあります。元首相や現閣僚のかかわせて、非核武装宣言に対する総理の偽らざる所見を、国民が納得するの發言に對して、総理はいかにお考えになるか、承りたいのであります。同時に、防衛庁長官は、吉田發言に對して賛成する国民があることはいなめないと言つておられるが、いかなる根拠によつてさようなことを申されたのでござりますか。また長官自身は賛成する国民の中に入つておられるのか入つておられないのか、この際はつきりとお答えを願いたいと思うのであります。

このよう保守陣営における一連の動きは、核武装に対する国民の不安をますますかき立てるばかりであります。国民の不安を一掃し、国内のかかる危険な動きを払拭するためにも、総理は、さきの外務委員会に抗議すべきであると主張したのに対しまして、総理は、アメリカの持つてゐる施政権の範囲内でやることであるから抗議することはできないと、これを拒否されておるのであります。かかる沖縄核武装の事実と總理の御答弁は国民に多大の不安を与えております。すなわち、日本の領土の一部である沖縄からソ連または中國に對して核攻撃が加えられるな

い、池田個人ではない、日本が核武装しないことをここにあらためて宣言していただきたいのであります。

あわせて、非核武装宣言に対する総理の偽らざる所見を、国民が納得するよう具体的に御説明願いたいと思うのであります。

五、沖縄返還を実現せよ

最後に、沖縄問題についてお伺いいたしたいと思います。

まず、沖縄の核武装についてお尋ねいたします。前国会にわが党の河上委員長が外務委員会において質問いたしました際、総理は、沖縄が核武装されていることを確認され、これに對してさらに河上委員長が、当然沖縄の核武装についてアメリカに抗議すべきであると主張したのに対しまして、総理は、アメリカの持つてゐる施政権の範囲内でやることであるから抗議することはできないと、これを拒否されておるのであります。かかる沖縄核武装の事実と總理の御答弁は国民に多大の不安を与えております。すなわち、日本の領土の一部である沖縄からソ連または中國に對して核攻撃が加えられるな

らば、これに對して核兵器の報復攻撃が日本本土にも加えられることが当然予想されるからであります。国民の生命財産を守る義務のある政府は、沖縄の核武装即時撤廃をアメリカに對して要求すべきであると考えるものでありまして、また、政府がその決意をされれば、わが日本社会は喜んでこれを支持することをお約束いたすものでございます。総理の御決意のほどをお伺いいたしました

次に、沖縄の施政権についてであります。政府は、過去一度にわたつて沖縄調査団を派遣しておられるのであります。しかし、この調査団も自治権の拡大については、何ら話し合うことなく、単にアメリカの経済開発計画を現地で聞いただけに終わり、沖縄の住民初め全国民の失望を買つておる今日、沖縄返還についての総理の決意と、今日までいかなる御努力が政府によってなされたか、また、今後いかなる方法で復帰を実現するかを明らかにされるよう望むものであります。

いであります。貧富の格差は極端に開き、加えて極端な物価高であります。また、沖縄には医療保障制度もなく、貧乏人は病気になれば婦女子を接客婦に身を落とさせ、その治療費を借金してこしらえておるということであります。このようゆがんだ沖縄の現状に対し、その施政権行使しておるアメリカは何ら積極的に血の通つた指導をしておりません。なぜなら、アメリカにとって沖縄で必要なのは、アメリカの戦略にとって重要な極東最大の基地だけであつて、日本の住民の生活は二の次であるからであります。ことに、全沖縄の住民の怒りを買つておるのは裁判であります。米人の日本人に対する犯罪については日本側に裁判権ではなく、すべて米軍事裁判所でさばかれ、多くは泣き寝入りになつておるのであります。また、米軍基地に働く日本人労務者は、日本人でありますからすべてアメリカ政府へ忠誠の宣誓をしなければならないのであります。

かかる過酷非情な施政は、沖縄における住民ばかりではなく、日本本土における沖縄県民に対しても容赦

え、今、内地に住んでおる沖縄人が「チチキトクスグ カエレ」という電報を受け取つたと仮定します。すぐさま親の死に目に会うために沖縄に飛んで帰れますか、すぐは帰れません。沖縄渡航の申請を行ない、航許可がおりるのは、早くて二週間、普通三、四週間かかるといわれ、しかも、渡航者の思想を許可の基準としておるところから、外国に旅行する場合よりもかえつて制約がきびしく、自分の父親の臨終の間にさえ合うことがとうていできないのであります。同じ日本の領土でありながら、かかる屈服と不幸を沖縄県民に強要しているアメリカの政策、これこそわれわれがアメリカの帝国主義政策のしからしめるものであると断定しておるのであります。このアメリカの政策と戦い、これを除去しなければ、沖縄県民を幸福にすることはできないのであります。

置かれておるとしたら、あなたは賛成ですか、反対なさるでしょ
う。帝国主義政策という言葉がおきらいなら、どのような言葉で表現されてもけつこうであります。アメリカが沖縄にとっておる現在の政策に、総理は反対なのか賛成なのか。私は言葉のあやや感情で決定することなく、はつきりと態度を表明していただきたいと思うものでございま
す。

また、本年二月一日、琉球立法院は国連の植民地廃止宣言を引用して、祖国復帰を要求する決議を満場一致で通しましたが、本院におきましても、さきの通常国会において沖縄の施政権回復についての決議を行ない、しかも過去すでに三回沖縄施政権回復の決議をやつておるのであります。ですが、政府は、その決議によつて、いかなる処置をとられたか、お答えを願いたいのであります。

私は、本院で施政権回復の決議をやり、単にそのことをアメリカに伝える程度のことでは、カクテル・パーティの際に片手にウイスキーのびんを持って、こういうことが決議されましたというようなことでは、断

じてアメリカの施政権というものは日本に返されるものではあります。たとえば去る六月十四日のアメリカ上院軍事委員会におけるプライス法修正案についての聴聞会におきましても、サー・モンドという上院議員は、平和条約の中に潜在主権といふ言葉を用いる根拠は何もない、琉球は、千島列島がソ連のものとなつたと同じく、アメリカのものになつておるのであると言つて、沖縄に対しかかる認識がアメリカ上院で堂々と通用するところを見ましても、単なる外交交渉で施政権が返還されるとは考えられないのあります。

したがつて、政府に施政権返還の熱意があるのであれば、当然沖縄施政権返還に関する日米合同委員会を要求して、これを設置し、その委員会において合理的に返還を実現することのできるよう努力さるべきであると思うのですが、総理にその意思があるかどうか、承わりたいのであります。

なお、アメリカが沖縄の施政権を行使しているのは、平和条約第三条に基づいているのでありますが、ア

メリカはこの条文によつて沖縄の信託統治を提案したこともなく、また、国連に加盟した日本の領土沖縄を信託統治にすることはできないのではありません。したがつて、アメリカが沖縄を統治しておるのは、平和条約と国連憲章の違反であります。政府は、これをアメリカに主張し、当然国連に提訴すべきであると考えのあります。が、総理の所見を承りたいのでございます。

以上、数点にわたつてお伺いいたしましたが、それぞの質問に対しまして、総理が具体的にはつきりとお答えになることを重ねてお願い申し上げまして、私の質問を終わるものでございます。

以上、数点にわたつてお伺いいたしましたが、それぞの質問に対しまして、総理が具体的にはつきりとお答えになることを重ねてお願い申し上げまして、私の質問を終わるものでございます。

私は、日本社会党を代表して、池田総理の所信表明演説と、これに関連する若干の身近な問題について、総理及び関係閣僚に質問いたしました。

一、派閥均衡人事を排せ

まず第一にお尋ねをいたしたいのは、今次の池田内閣の構成と



片 島 港 氏

改造内閣の性格についてであります申すまでもなく、主権在民の憲政下においては、時の内閣は、一政党のための内閣ではなく、また、首相の意思を代表する国民のための内閣であります。たとえば科学技術庁長官兼原子力委員長の人事にみられるごとく、歴代長官と考えあわせる場合に政府の政策の中に占める科学技術振興に関する政策のウエイトといふか、色合いと申しますか、相当変わってきたのではないかと推理せらるるものある。昨日の演説で、責任の一そそう重大なることを痛感して、ここに内閣改造を断行し云々と言つておりますが、そこで今次の改造内閣は、池田前内閣とその性格が変わつたのかどうか、変わつたとすればどう変わつたのか。それとも、各派閥からの入閣者が前内閣とほぼ同数の割り振りになつてゐるので、内閣の性格や政策にはなんら変わつたことはないと考えられるのか。わかりやすく言うならば、派閥の均衡さえとれておれば、人の問題やポストの問題は、内閣の性格や政策に影響はないのかどうか、総理のお考えをお伺いいたしたいと思います。

二、官僚の独善と官僚政治の

台頭を規制せよ

第二にお尋ねいたしたいことは、今回の参議院選挙における高級公務員の不法、不当の選挙運動と官僚政治の台頭についてであります。

先月二十八日の警察庁発表によれば、公明選挙連盟が十億円の大金を費やして公明選挙を推進したにもかかわらず、買収、供応を中心としたとして、検挙総数九千四百十四件、人員一万五千六百三十七人、うち、逮捕された者二千七十七人といふのであります。前回の同期に比べて件数、人員ともに倍増し、倍増内閣の面目を施しております。

ところで、今回の選挙で特筆すべき問題は、全国区における高級公務員の地位利用による違反であります。とくに、在職中において自己の行政的権限を利用した事前運動のごときは、最も悪質なるものといわなければなりません。内心ひそかに次の選挙に立候補の意思を有する高級公務員は、国民の血税による官費をもって地方に出張し、地方における歓迎攻めの中でそれとなく事前運動

を行なうのであります。当然支出すべき補助金の多寡をもって関係団体や地方民をたぶらかし、出張先における有力者の口をかりて票の割当てまで強要した例があります。ある官庁の歴代長官は、はつきり言ってしまえば林野庁長官は、昭和二十六年の参議院選挙以来、三浦、横川、柴田、石谷、山崎と切れ目なしに立候補いたしております。国会における法案審議、委員会における質疑応答が、ときとしては関係官僚の選挙の事前運動に協力した結果となることさえあります。国会を通過した予算がひとたび官僚の手に移ると、国民の血税たる国家予算をわがもの顔に操作し、国會議員が地元代表を引き連れて局課長席に陳情するというようなことが、官僚独善の芽を伸ばし、官僚政治の根を強化して、行政が立法に優先するの觀さえ呈しておられるのであります。かくして、高級官僚の政界進出はきわめて容易となることは、最も悪質なるものといわなければなりません。内心ひそかに次質において昔の官僚政治の域を脱しております。このまま放置すれば今なお根強く残っている官尊民卑の風潮とともに、わが国の民主政治は

官僚政治によつて頭を押さえ続けられたとしてあります。石炭、鉄鋼、非鉄金属、紙パルプ、繊維など、過剰度調査会が高級公務員の立候補について一定の制限条項を答申したのはきわめて当然のことであります。ある官政府・自民党は、これを骨抜きにしてした改正案を前国会で強行通過せしめております。

私は、この際、国会の権威のためにも、また、民主政治の進展のためにも、第一には官僚の独善と官僚政治の台頭を規制するための有効な措置を講ずべきではないか。第二には高級公務員の立候補について、調査会答申の線に沿つて一定の制限を行なうよう法の改正を行なう必要があると思うが、総理並びに自治大臣のご所見を伺いたいと思います。

三、的確な不況対策を示せ

次は、今日まで池田さんにおまかせをしておりますところの経済の問題であります。まず第一に、政府は、今日の不況に対してもかかる根本的な対策を講じようとしておられるかをお伺いいたします。成長政策

にて、いよいよ重大なる段階に突入いたしております。石炭、鉄鋼、非鉄金属、紙パルプ、繊維など、過剰設備にあえぐ産業界は、政府の減産指示、勧告操短のほか、自主的に操短、人員整理等の対策を講じておりますが、自由化の接近とともに一段と不況は激化することが予想されます。これら産業界の不況は、さらに関係下請中小企業へのしわ寄せとなり、受注減、単価引き下げ、手形サインの長期化により、短期運転資金、減産並びに在庫調整資金の金繰りは窮屈を続けております。一方、高級公務員の立候補について、調査会答申の線に沿つて一定の制限を行なうよう法の改正を行なう必要があると思うが、総理並びに自治大臣のご所見を伺いたいと思います。

今日の不況によつて、その及ぼす影響はまことに広範であります。

さきに述べた石炭、鉄鋼、非鉄金属、紙パルプ、繊維の各企業に対し、とくに貿易の自由化を目前にして、政府はいかなる対策を講ぜられておられるか、また、講じられようとしておられるのか、総理並びに関係閣僚の的確なるご答弁を求めます。

四、農民に安定を

第二に、經濟の好況と不況とにかくわらず、年一年と取り残されつづける農村対策についてお尋ねいたしました。古くて新しい問題であります。政府は、昨年の通常国会において、俗にヤマブキと異名をとった農業基本法を制定いたしましたが、その第一の柱は、中小零細農を切り捨てて自立經營農家を育成することであり、その第二は、米麦中心の農業を、畜産、果樹等の成長部門へ切りかえるためのいわゆる選択的拡大であります。自立農家の育成は一種の魔術でありまして、農地の流動化を円滑にし、農地の保有制限を緩和することによって、旧地主制度を復活するにすぎないのであります。が法律施行後日なお浅い今日においては、一応批判は省略いたしました。

ところで、第二の柱の選択的拡大であります。政府のいう成長部門についても、長期にわたる年次別の恒続的な需要の見通しも示されず、長期の展望に立った生産計画も指導されないまま、農民は、個々ばらば

らに、いわゆる成長部門として喧伝せられる農畜産物について手探り生産を始めています。しかしながら、成長部門といえども、無制限に成長するものではありません。無軌道な生産増大を続けるならば、成長部門がいつ危険部門となるかわかりません。それが証拠には、昭和三十年をピークとした食肉の値段は、一般の好況をしり目に、昨年秋より今年の初めにかけて底値をつき、生産農家は塗炭の苦境に立たされました。このような周期的な価格変動は今後も繰り返されるであります。目先のきかない農民は、波のまゝに、波の谷から谷、損から損の生産を続けるであります。その間、飼料は一度も安くならない。政府の畜産奨励の音頭は、えさ会社をもうけさせるためのかけ声ではないかとさえつぶやく農民がおります。

五、消費者米価は上げるな

者米価についてであります。

ご承知のように、消費者米価は生産者米価によって左右せられる筋合ながる奔命に疲れ、手探り生産を続けなければなりません。やみ夜に鉄砲を撃たせて、当たらぬのはお前のねらいが悪いからだといつても、標

的を示さぬ政府にこそ、その責任があるといわざるを得ません。こうしたこことんたる中にも、自由化、ECCとの連携等、国際的圧迫まで受けようとしているのであります。このような情勢であればこそ、農民は食管法によって保障された米麦中心から脱却することはできません。

政府は、この際、ヤマブキの法律やかけ声だけでなく、農業の経営形態、長期の展望に立った需給計画、肥料飼料対策、並びに農畜産物の流通機構の整備、価格政策について、わが社会党が議員立法としてたびたび国会に提案いたしておるごとく、根本的な施策をこの際講ずる必要があると思いますが、總理並びに新農相のご所見を伺いたいと存じます。

定の際に、消費者米価の値上げを暗黙のうちに既成事実化せんとするがごときは断じて許すことはできません。消費者米価の家計に及ぼす影響は、消費者たる国民の所得の高低、生活水準の態様によつて千差万別であります。限られた高額所得者にとってはそつまで影響を及ぼさない場合でも、一般大衆、とくに低所得層以下の者にとっては、他の諸物価の値上がりに比べべくもなく、文字通り死活の問題であります。池田総理は、改修後初の記者会見で、消費者米価の値上げを考えているかとの記者質問に対し、考へておられ、しかし、考へるということは値上げをすることではない、こう答えておられます。が、一体どういう意味でございましょう。農業構造改善事業をおしつづけてお尋ねしたいのは、消費者米価についてであります。

ご承知のように、消費者米価は生産者米価によって左右せられる筋合ながる奔命に疲れ、手探り生産を続けなければなりません。やみ夜に鉄砲を撃たせて、当たらぬのはお前のねらいが悪いからだといつても、標

多くいくかどうか、今のところ海のものとも山のものともわかりません。現に、米は豊富に生産されておるのであります。三十八米穀年度において消費者米価を上げるのか据え置くのか。すでに本年度生産者米価決

が決定したのに、補正予算も準備されておらぬようあります。しかも

農林省においてはすでに消費者米価の値上げ準備作業を進めておる。奥歯にものをはさまれないで、この際、上げるか上げないか、總理からも的確にご答弁をお願いいたしたい。

六、私鉄運賃、電力料金の値上げを認めるな

物価問題でありますから、立て続けにお尋ねをいたしますが、私鉄運賃はどうなさるおつもりでございますか。新聞などで見ますと、綾部運輸相は、十月か十一月ごろ、ちょうど国会が休んでおるすぎをねらつて値上げせられるようなにおいが非常に濃いのであります。この機会に、はつきりと、上げるのか上げないのか、ご答弁をお願いしたいと思う。

また、内閣改造がもめておる先月の十七日、仙台市では東北電力の値上げ申請について聴問会が開かれております。聴問会をやつて値上げしなかつた前例がないようあります。福田通産大臣、どうですか、はつきり言つて下さい。電力料金の

値上げを認めるのか認めないのか。

消費者米価でも私鉄運賃でも電力料金でも、値上げをするのかしないのか、答弁は一つしかないはずであります。あいまいなことを言つておるので、値上げをする証拠であります。今でさえ物価高にあえいでおるのに、米価や運賃や電力料金が引き上げられますと、値上げムードに一段と拍車をかけて参ります。池田さんは、所得が上がれば物価が上がるのはあたりまえだとか、物価の上昇率よりも所得の上昇が上回つておるとか、あげくの果ては、物価が上がるのは国民の側にも責任があるというようなことを口にされたようですが、私が聞こうとしておるのは、そんなことではなくて、物価が上がっても所得がそれに追いつかない人々、物価が上がつても所得が少しも上がっておらない人々、いろいろの事情で所得が下がつておる人々、所得のない人々、収入のない老人、母子、社会施設の人々、そういう大衆の生活も考えてもらわなければならぬということであります。

七、住宅不足を解決せよ

物価に関連して、大衆の生活の当面の問題は住宅の問題であります。

政府の推定によつても、住宅不足は三百万戸と言つていますが、これは表向きの数字にすぎません。しか

騰がこれをはばんでおる。高度成長

政策は、工場敷地のぶんどり合戦を招き、そこへ公団、不動産会社、周旋屋などが力強く割り込んできま

す。個人の住宅貯金は、地価や建築費の暴騰の前には、ものの役に立ちません。政府は、今後十年間で一千萬戸の住宅をつくると言つております。

が、民間依存のほか、きめ手を持

たぬ無策の政府の宣伝に国民は耳を傾けておりません。今や住宅問題は

重大な社会問題であり、社会的解

決、公的援助中心の住宅社会化の政

策に踏み切る以外にありません。社

会問題であります。河野建設大臣、あなたは總理から厚生大臣にも適任だと見込まれたそうであります。この際、庶民の住宅難対策について具体的なご構想があれば、ご構想を承わりたいと存じます。

八、失対打ち切りはやめよ

この機会に、大橋労働大臣にお尋ねしておきますが、政府は、かねてから一般失対事業の打ち切りのための研究を進めておるようであります。昭和二十四年失対事業が始まつた当初は二万人にすぎなかつたもの

が、年々ふえて、今日では三十五万人になつております。政府の成長政策が推進され、好況が続いても、失対労務者は減りません。このことは

えを明らかにしていただきたいと思います。

政府の政策そのものに盲点があり、自民党政の続く限り、悪政のはね返りであります。みずから労働政策反省することなくして、失対事業のみを打ち切ることは、みずから失政を糊塗し、責めを失業者に転嫁せんとするものであります。

伝えられる政府の構想によりますと、一般失対を全面的に廃止し、現在の失対労務者のうち、労働能率の高い若壯年は民間への雇用転換を促進し、老・婦人・病弱者は社会保障、生活保護によつて救済するとのことであります。が、民間雇用への転換促進はいつでもかけ声だけに終わる、結論的には不安定な一部公共事業と生活保護に大別され、今日以上の不安定と貧困を招くことは火を見るよりも明らかであります。政府は、今日の時点において、あくまで強引に失対の打ち切りを強行するのか、強行するとすれば全国的な混乱は免れないものと思いますが、大橋労働大臣の失対問題に対する根本的な考

九、人事院勧告は完全実施せよ

人事院は、昨日公務員給与に関する勧告を行なつたが、その内容は、民間との格差を解消せず、また例によつて上厚下薄であります。勧告の線をさらに上回るよう修正し、実施期日は、今まで勧告通りの期日に実施したことはないであります。勧告通り五月一日とする意思があるかどうか、給与担当相のご答弁を求めます。

最後に、池田総理にお尋ねをいたします。

人間づくり、国づくりはどういうことでござりますか。あなたは経済が専門だと聞いておりましたところが、経済が調子が悪くなると、急に宗旨を変えて文教政策にご執心のようであります。人間をつくることはお得意の経済問題と関係はありますか。高度成長、所得倍増で経済白書の統計数字を飾つておる多くの人々のあることは否定いたしません。しかし、生きておるひとりひと

りの人間は、統計上の国民総生産や平均所得で生活をしておるのであります。平均に享有しておるのものは、物価ぐらいのものであります。

が国民大衆に均霑してくることこそ先決だと思いますが、総理はどうお考えでありますか。

一〇、政府は憲法にしたがつて政治を行なえ

引き締めによつて不況に悩む者、高

度成長や所得倍増に關係なく、ただ

物価高の熱気に當てられるだけの

者、池田成長政策の堂々たる進軍の

足音さえ聞こえぬ立場に置かれてい

る人々、重税に苦しむ者、住宅のこ

とで頭がいっぱいの者、狹き門に入

れきぬ青少年等々、そういう人々

の方が、頭数では多いのではありま

せんか。非行少年の多くは、自分を

取り巻く社会的経済的環境に基因し

ておるのであります。政府の政策の

独善、傲慢、不公平、不人情、不道

徳、片手落ち、これらをまのあたり

に見て、合理的な正義感が個人的、

集団的な言動となつて現われたとし

ても、それが合法的である限りは、

だれがとがめる権利がありましょ

うか。平和と安穏、勤勉と努力、従順

な人間をつくりたいのなら、思いつ

きの文教政策や通り一ぺんの説教で

はなくて、今日の政治から必然的に

群生する社会的、経済的悪条件を取

り除くことこそ、あなたの経済政策

ともあります。池田好みの人間をつくるというならば、あなたの党内に

もつくり直さなければならぬ人間が何人かおるのであります。

池田内閣総理大臣に強く要望申し上げます。人造人間ならばいざ知らず、魂のこもつた人間をつくりたいのなら、政府みずからその範をたれ、一方、そのような社会的、経済的な要件をつくり上げていただきたいと存じます。

私は、質問を終わるにあたり、今はお得意の経済問題と関係はありますか。高度成長、所得倍増で経済白書の統計数字を飾つておる多くの人々のあることは否定いたしません。しかし、生きておるひとりひと

年もまた九州、北海道等に想像も及ばぬ大水害が発生しました。災害地の方々にはまことにお氣の毒にたえません。これからよいよ台風シーズンに入ります。政府は、すでに発生した水害地に対して、すみやかに完全復旧の措置をとられるとともに、台風襲来に備えて万全の体制を樹立されんことを強く要望いたしまして、私の演説を終わります。

近藤 信一

一、国会正常化は、少数党の尊重から

私は、日本社会党を代表いたしまして、池田総理の所信表明に対し、若干の質問をするものであります。参議院選挙が行なわれました後の内閣改造にあたりまして、国民は大きな期待をもっておったのであります。ところが、第三次池田内閣の成立を見ますと、そのことごとくが派閥均衡の上に立った改造人事で、実力者に逃げられた第二軍的内閣であるとの批判が伝えられておるのであります。池田総理が政権を担当さ



近藤 信一氏

れて以来、寛容と忍耐の政治という事を主張してこられましたが、新内閣の成立とともに、高姿勢に転換化のご見解をお伺いしたいのであります。

二、極東の緊張の原因はアメリカの政策である

池田総理は、かつて、わが党の中立政策を幻想であると非難されました。ところが、最近ラオスの国際会議が成功して、ラオス中立化の国際協定が、米ソの意見一致の上に調印されました。これは、自民党の派閥争いによって数日間を空費し、なお本院においては院の構成すら完了しないのみか、野党各派の要望する国会正常化に対する、正副議長の党籍離脱と、議長は第一党、副議長は第二党、常任委員長は議員数による按分割り振りの申し入れに対しても、なんら耳をかさず、党籍を離脱することなく、議長、副議長を一党で独占するがごときは、国民の要望を裏切るものもはなはだしと断定せざるを得ないのであります。さらに、本院の構成もできないまま、本国会の開会式を挙行するがごときは、国会史上に一大汚点を残したものと言つても過言ではありません。総理の責任と国会正常化の見解をお伺いしたいのであります。

核実験は、最近ソ連が行なうと発表しましたが、いかなる国がいかなる目的のための核実験にも反対です。これを今後長く維持するには、日本は核兵器の保持も辞さぬくらいの決意が必要である」と述べられました。ここに同席していた横田最高裁長官がこれに拍手をしていました。これが、不謹慎な話が伝えられているが、これは一体どういうことか。国民の期待と悲願を裏切るものであり、本心を暴露したものであります。総理は、沖縄が核武装されているとすれば抜いて、沖縄の人たちをはじめ日本国民を驚かせたが、沖縄の核武装はアメリカの主権でどうにもならないという立場で認めているのか。もさにこのことを裏書きしたものであります。アジアにおいて最大の政治的経済的比重を持ち、かつて太平洋戦争を引き起こした歴史を持つ日本が、みずから立場を堅持することがアジアと世界の平和に貢献するゆえんも、ここにあるのであります。アメリカ基地は治外法権になるのか。日本は、わが党が主張しているように、当面の最善の方法としては、日本非核武装宣言を世界に宣言すべきではないか。また、核実験について、新聞の伝えるところによれば、

ば、政府は、平和目的の核爆発実験には反対しない、そういう態度をきめられまして、昨年アメリカで行なわれた地下核爆発実験に、在ワシントン大使館科学担当官をおオブザーバーとして派遣したといわれていますが、これは事実であるかどうか。もし事実であるとするならば、アメリカの地下核爆発実験をどういう根拠で平和目的のものと判定されたのか。またオブザーバーの所見としてどういう報告が政府のもとへなされているのか。ご答弁を願います。

沖縄については、日本に潜在主権の存在することは、政府がたびたび言明しているところであります。沖縄県民もまた日本復帰の要望が根強いことも、ご承知のとおりであります。しかるに、最近の動きを見るに、アメリカは極東の緊張の続く限り永久に日本へ施政権を返還しないとの態度を示しており、これに対する日本政府の態度が施政権返還への努力と熱意を全く失っているのは、まことに遺憾千万であります。アメリカは極東の緊張の続く限りと言つてますが、その緊張を作り出しているのがアメリカ自身であるから、

これでは沖縄は永久にアメリカの支配下につながることになると思いませんが、この点どのように考えておられるのか承わりたいと思うのであります。

沖縄に対する援助増額は、日米間で話し合われておりますが、われわれは沖縄県民の生活を引き上げるために援助を日本の予算から支出することとは賛成であります。しかし、それがアメリカの占領行政の下請け的役割を果たすことには反対であります。よって、日本政府の支出する予算が沖縄県民の福祉のために正しく使用されているのかどうか、会計検査院が検査して、これを国会へ報告すべきが当然であると思いますが、この点はどうか。

防衛省では、アメリカとの間に、日本防衛技術資料交換協定を結ぶ準備を進めていることであります。その進行状態はどのようになっているのか。また、この協定を結ぶ場合、かつて MSA の協定の場合に秘密保護法を制定させられたと同様に、防諜法に類するものの制定をアメリカから要求されるのではないかと思いますが、政府の見解を明らかにされたいのであります。

三、兵器輸出の振興をはかつて いる

去る八月二日、自民党及び兵器メーカーで構成されている防衛装備国産化懇談会において、兵器輸出は軍事援助でないので、兵器の生産を高めて、商業ベースとして輸出を促進すべきだ、そのためには、戦闘機 F 104 の運転資金百億円ぐらいを兵器メーカーに特別融資する必要があると、意見の一致をみるに至ったと伝えられております。また、兵器の他國への供給が、通常の取引によらず、軍事援助の形で行なわれるなら

にされたいのであります。

八月一日、日米安全保障協議会を行なったが、今の時期にこの協議会を行なったのはどういうわけか。去る五月のラオス紛争に際して、在日米軍や第七艦隊が日本から出動し、日本が戦争へ巻き込まれるかもしれない危険が現実に切迫していたのであります。あの時期に何ゆえ安保協議会を開かなかつたのか。また、事前協議条項がなんの役にも立たなかつたことを、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

四、国際收支の楽観は許されない

最近、国際收支が黒字基調に変わつたということでお、樂觀気分が政府には見えるようですが、アメリカ市中銀行からの三億ドル以上の借款を返済していくことを考えますと、決して樂觀はできません。わが国保有外貨のうち、短期外資の流入による部分が非常に多いことを考えますと、なんらかの経済変動に際して、この短期資金が国外へ引き揚げられ、そのためわが国際收支も赤字となります。また、金融信用体系もかく乱されるという不安を禁じ得なります。また、金融信用体系も外資送金制限を大幅に緩和されたこ

とは、この不安を一そう拡大するものではないか、こういうふうに思われますが、政府のご見解について承わりたいのであります。

五、わが国経済は供給過剰である

最近のわが国経済は明らかに供給過剰の様相を呈しており、織維、鉄鋼その他の業界は、大幅な操業短縮を余儀なくされております。この中で、石炭、金属鉱山等の危機産業や中小企業は、非常な経営難に陥っております。こうした事態を招いた責任を感じるならば、政府は直ちに融資助成に誠意ある措置を講じなければならぬと思いますが、この点、いかように考えておられるのか、お尋ねいたします。

こうした不況に加えて、十月から九〇%自由化ということになりますと、日本経済は踏んだりけつたりの目に合わねばなりません。業界では、十月から予定されている自由化計画を大幅に延期してもらいたいという意見が多くあります。政府は、この業界の声を尊重して、大幅に延期をされようとするご意思があ

りますかどうか、お尋ねいたしました。

ドル防衛政策に対し抗議をしないのか、承わりたいのであります。

一体、政府は、自由化を進めようとする場合に、各品目ごとに、この品目の自由化によって、どの程度輸入があふえ、国民消費生活にどういう変化が生まれ、雇用や国際収支にどういうはね返りがくるかという、責任ある調査がなされての上であるかどうか。また、日本が自由化を進めていくのに対し、西欧には、まだガット三十五条を日本に対して採用し、あるいはそれと実質的に同様の任を感ずるならば、政府は直ちに融資助成に誠意ある措置を講じなければならぬと思いますが、この点、いかように考えておられるのか、お尋ねいたします。

輸入制限をとっている国がありますが、これに対するいわゆる差別自由化というような対抗措置を考えているのかどうか。あるいは、もっと重要なことは、アメリカのドル防衛政策のしわ寄せが、これほど日本経済に押しかぶされているのに対し、日本もまた、かかるべき報復措置をアメリカに対してとるべきではないか。今日の買手市場の世界貿易環境の中では、日本がアメリカから年間二十億ドル以上も輸入している顧客であるということは、アメリカに対する日本の強みで、この強みを生かして、何ゆえもつと強力にアメリカの

貿易の自由化というならば、何ゆえ中国、北鮮、ソ連等との貿易制限をはずして自由化を考えないのか。

そもそも日本の産業構造は、すでに著しく重化学工業の比重が高まっています。今後も一そうその方向へ進むものと思います。そういたしまつたものと思われます。そこで、日本が輸出商品の構成においても重化学工業製品が中心となってくるはずであります。ところ

が、日本の重化学工業製品を受け入れてくれる市場は、アメリカや西欧ではなく、アジア、アフリカ諸国であり、それ以上に中国、北鮮、ソ連等であります。こうした産業構造に見合った貿易構造を考えるならば、当然中ソ貿易の制限を撤廃し、こと中国との国交回復、政府間貿易協定締結へ踏み切るべきではないか。

物価問題は、池田内閣の高度成長経済による所得倍増計画の最大のウイーク・ポイントであります。最近もとにおきましては、諸物価は下がらぬのが当然でありますのに、それが逆に上がり続けていることは、まさに矛盾した話であります。これは上がっているのではなく、上げているのであって、上げている犯人は一體だれかといえば、第一に政府であ

ります。私どもが中立政策を主張いたしましたのは、単に外交上の問題だけではなく、こうした経済的なプラスをもたらします。このたび実業界の一流指導者たちがソ連の経済視察に訪れたのも、私どもと同様のこところ思つてあります。政府の経済外交として、中ソに対する根本的な方針をお尋ねいたしたいと思う次第であります。

六、物価値上げの原因は、公共料金と独占企業である

物価問題は、池田内閣の高度成長経済による所得倍増計画の最大のウイーク・ポイントであります。最近もとにおきましては、諸物価は下がらぬのが当然でありますのに、それが逆に上がり続けていることは、まさに矛盾した話であります。これは上がっているのではなく、上げているのであって、上げている犯人は一體だれかといえば、第一に政府であ

上げたことが諸物価上昇の第一の原因であります。そこで、今後に予想されている公共料金上昇に、私鉄運賃、電力料金、消費者米価等があるが、これらの値上げに對して政府のご見解を承わりたいのであります。

鉄運賃、電力料金、消費者米価等があるが、これらの値上げに對して政府のご見解を承わりたいのであります。

七、生産者米価を上げる のは当然

物価上昇の第二の犯人は独占大企業である。あれほど国際競争力をつけるためという大義名分で、投資と設備投資に狂奔し、そのあげく、今度は過剰生産だ、操業短縮だということになり、操短だからコストが上がったといって、これを独占価格で国民に押しつけている。こういう大企業の無責任な経営態度、これが物価上がりの第二の原因であります。先日発表されました政府の経済白書でも、製造業のコスト構成は、昭和二十八年を一〇〇として、資本費のコストは一五〇にも上がっているのに対し、労務費コストは八〇程度に低下しています。これは、賃上げが物価上昇の原因だという政府並びに与党の宣伝がまつかな偽りであり、でたらめな過剰投資による金利や償却費の負担増こそが物価上昇の原因であることを、政府の経済

白書きからが認めているのであります。

ことばかり考えるのは、結局、大資本家の低米価低賃金の政策に通ずることになると思いますが、政府ではどのように考えておられるのか、お尋ねいたしました。

政府は、よろしく独占大企業の無政府的投資を規制し、その独占価格を引き下げさせるべきであると考えますが、政府の責任ある答弁を願いたいのであります。政府は、生産者米価を引き上げることが、まるで悪いことのような印象を作り出そうとしておりますが、しかし、今年の生産者米価の引き上げは、政府の経済政策の失敗からきた物財費と労賃の上昇によつてもたらされたものであります。したがつて、農民所得も社会的水準に立ちおくれないよう向上させるには、農業所得の半分を占める米価を引き上げるのは当然であります。与党の一部には、生産者米価の引き上げで利益を得るのは一部の富農層だとの議論がありますが、もしほんとうにそのように思われますならば、畜産物、果樹、野菜等の米以外の作物についても、米と同様に、価格保障制度を確立すべきであつて、それをしないで米価を押さえ

ております。こうした費用は、昭和三十七年度食管予算で五百十七億円にのぼります。これを含めて食管赤字一千億円と宣伝することは、まさに当を得ないものと思います。また、消費者米価の引き上げは、他の一般諸物価の引き上げを招くことは明らかであります。政府のご見解についてお尋ねいたします。

八、消費者米価の上昇と 物価引き上げを招く

このたび、生産者米価が一万二千円を上回ったことにより、食管会計の赤字は一千億円をこえるのであります。そこで政府は、さっそく消費者米価を引き上げて、この赤字を埋めなければならぬというようなことがあります。が伝えられておりますが、政府は、消費者米価を引き上げようと考えておられるのかどうか、お尋ねいたしました。

さらには、食糧管理制度を改悪して、米の統制が撤廃されるのではなくかという農民の不安は、非常に強いのであります。昨年、河野農林大臣が、自由米構想を発表されて、米を間接統制に移そうとされました。

この河野構想は、農民をはじめ消費者団体を含めた世論の反撃に会って立ち消えとなり、実力者もあまり実力のないことが証明されました。それは別といたしまして、河野農政一般会計から補てんするのは当然のことだと思います。いわゆる食管の赤字といわれるもののうち、米の集荷経費、運賃、保管料、金利、事務人件費等は、明らかに政府の食糧管理政策の行政費として一般会計から負担し、消費者に転嫁すべからざるも

九、自民党候補の選挙違反 が多い

いつものことながら、選挙には違

反がつゝものとなつておりますが、とくに今回の参議院選挙では、池田内閣の所得倍増の線に沿つて、自民党的違反事件も倍増したといわれております。なかんずく、高級官僚が自分の職務上の地位を選挙運動に利用いたしまして、違反容疑に問われているのが、とくに目にあまるものがあります。某地方自治体の幹部職員三十数名が送検され、行政の面が麻痺状態に陥つたとも伝えられています。知事は、幹部職員を集め、職務上の地位利用禁止について、新公選法に規定された公務員の地位利用禁止の条項は、まだ新しいもので、その運用は今後にむづかしい問題を残していると、公選法に対しても批判的なあいさつをしているのであります。こうした点から考えまして選挙法で高級官僚の規制条項をとくに強化すると同時に、総理は、行政府の最高責任者として、今後官僚の綱紀をどのようにして引き締めていかれるのか、お尋ねいたします。

また、これと似たケースであります
が、たとえば全国農業会議所とい
うような、政府の補助金で丸がかけ
にされている団体の事務局長が、そ

の職についたまま自民党の公認で立候補され、しかも、二回にわたって落選された後も、ぬけぬけとその地位にとどまつておられる例があります。これなどは、監督官庁である農林省はなんと考えておられるのか、農林大臣としてのご見解を伺いたいのであります。

池田総理は、その所信表明で、今回の中閣改造により、新たな決意と勇断をもって内外の要務に当たりたいと申します。

最後に、自民党候補の買収供
応、利益誘導の違反がきわめて多い
のであります。ところが新聞などで
見ますと、落選候補の関係ばかり
が厳しく逮捕追及されているのが目
立ち、当選された違反候補はずし
い顔をしている傾向があります。買
収、供応と、金力と、権力とによつ
て、第一党の地位が築かれている自
民党の総裁としてのご所感をお伺い
いたしまして、私の質問を終わるも
のであります。

に強化すると同時に、総理は、行政
府の最高責任者として、今後官僚の
綱紀をどのようにして引き締めてい
かれるのか、お尋ねいたします。

吉田法晴

一、所信表明はごまかして
ある

私は、日本社会党を代表して、先日の池田総理の所信表明に対し、引き続いて質問をなさんとするもの



吉田 法晴氏

成長政策の功績をみずから謳歌して
いたその日、側近の手によつて、皮
肉にも、その葬式を裏口からこつそ
り出さざるを得なかつたではあります
せんか。この無為と失敗とをおい
隠すために、繁栄と生活の向上を自
画自賛し、また、国民生活と経済、
国際情勢が当面している困難と不安
に目をおおおうとするのであります
よう。所信表明が、その大切な部分
をごまかしに終始したから、新しい
改造内閣が何をやろうとするか、新
しい重点施策が何であるかを浮き彫
りにすることができませんでした。
今度の所信表明の中で総理が強調し
た人作りそれ自身が抽象的で、文教
政策として何をなさんとするか示さ
れなかつたのも、当然でありますよ
う。国作りに失敗したから、政策の
かわりに道義とか、徳性の涵養と
か、祖国愛とか、精神主義による説
教、国民に責任を転嫁する反動教育
政策が示されたにとどまつたではあ
りませんか。

かわりに道義だとか、徳性の涵養とか、祖国愛とか、精神主義による説教、国民に責任を転嫁する反動教育政策が示されたにとどまつたではありませんか。

以上、酷評をいたしましたが、所信表明に具体性が欠けていたといふ点は免れ得ない批判であります。国民生活と経済、国際情勢が当面して

いる困難と不安が深刻なだけに、これを解消する具体策を示されたい。

インフレなき高度経済の助長、所得水準の向上、雇用の増大、所得格差の解消、社会保障の拡充、減税の断行、あるいは平和外交、経済外交の推進、文教の高揚と刷新人作りといつても、その具体策が示されていないではありませんか。総理の所見を聞きたいところです。

二、緊張緩和のための具体策を明らかにせよ

次に、当面の緊急な核実験の停止、軍縮、アジアの緊張緩和のためいかなる具体的な方針を持つておられますか」ということ

東西間の緊張、特にアジアの緊張については、日本国民の最も危惧するところであります。この八月、原爆投下の暗い思い出の残っているときに、国民がひとしく心配することは、ベルリンで起こる事態に呼応して、南ベトナムから、金門・馬祖から、韓国から、いつ軍事行動が始まるとわからぬ。沖縄や日本基地を持つての核戦争の危険、人類共滅の核戦争に、日本と日本国民がいつ巻き

込まれていくかわからぬということあります。核実験の即時停止、核停協定の成立、完全軍縮、アジアを中心とする緊張緩和、これはすべての国民の願うところであり、日本の政府が国民の政府なら、一番緊急な外交方針としてとらねばならぬところではないでしょうか。さきの通常国会の施政方針演説では、池田総理大臣から、緊急緩和について一言触れるところがありましたけれども、今度の所信表明では、故意か偶然か、全く触れられておりません。だから、この点について、いかなる具体的な方針を持っておられるか伺いたい。

しかし問題は、この核実験の停止、核装備を含む完全軍縮、アジアの緊張緩和を、日米協力と力の均衡政策の上に立てるのか、東西両陣営のいずれにも加担せず、日本の自主的な立場、日本国民の滅亡を防ぐために努力するか、いずれかであります。力の政策に立たず、自主的な立場から、アジアにおける緊張と核戦争の危険を一日も早く取り去るために、まず核停協定を成功させるため努力することが、日本政府の緊

急課題だとするならば、軍縮委員会に提出されている核実験の停止の中立八カ国案があります。これを基礎に核停協定が結ばれるよう、諸国家に呼びかけたり、国連総会で努力すべきではないでしょうか。岡崎国連大使は、重要事項方式に賛成を得たため、カサブランカ諸国を回ったと言われます。緊急緩和、核停、軍縮への道を作るために、八カ国案を基礎にして、国連で核実験停止促進決議を実現しなければならぬとするならば、アジア・アフリカの中立諸国をそのために歴訪することこそ、国連大使の仕事ではないでしょうか。EECの実情を見、日本のこれに対する対策を立てるため、総理は欧州諸国を歴訪するとのことでありますが、しかし、当面この緊急の核停協定の成功、軍縮交渉成立促進のために、イギリスの首相を説き、中立諸国との結集をはかり、あるいはアジア・アフリカ諸国、努力するこ

と緊急であり、」面の外交の最大のものではないですか。総理と外相に聞きたい。また、ソ連とアメリカだけで核戦争をするとかしないとかきめられて、そ

の影響を黙つて受けねばならない義務があるだろうか。核兵器の実験禁制だけでなく、ソ連とアメリカの関係を何とかするような努力をしなければならぬのではないかと言われる河野国務大臣に、この問題についての意見を聞きたいと思います。

アジアにおける緊急緩和の鍵となるもう一つの問題に、ソ連、中国の問題があります。所信表明は、従来の方針の繰り返しで、中国、ソ連との国交調整、緊急緩和のための具体的な政策が何にも示されなかつたし、日中、日ソの貿易拡大の具体政策が何にも示されなかつたのも論及されませんでした。訪ソ経済使節団に大きな期待がかけられ、シリヤ開発にどれだけ日本の経済技術が協力できるのか、締結される日ソ貿易協定の規模や、これに対する政府の態度が注目されているし、総理と石橋氏との会談、その結果、どういう具体的な措置がとられるのか、国民の注視と関心が集まっているときだけに、日中、日ソ貿易拡大にする政府の方針を承りたい。

三、日中・日ソ関係の正常化

これらの点に関連して、二つのことをお尋ねしたいのであります。

一つは、来月から始まる国連総会での態度についてであります。池田総理は、その政局担当にあたって、中国問題について前向きの姿勢をとる、あるいは中国は敵視していないと答弁してきましたが、昨年の国連では、岡崎大使の口から、「二つの中国」という言葉は使わぬけれども、まさに「二つの中国」論を内容とする演説がなされました。中国の国連における地位の回復の問題については、重要事項方式の提案国となつたのであります。日本が中国に対し友好的であるというならば、中國が国連に正当な地位を回復させるのが当然だというソ連案、あるいは中立国案に対して、賛成するのは当然であります。しかし、それができないとしても、中国を国連に復帰させるべきではないという案に対し、せめて棄権すべきではないと意見が政府内部にもあります。ことしの国連総会でどういう態度をとられるか承りたい。

もう一つは、貿易を促進したいと言われる。しかし国連や外交政治の舞台で非友好的な態度をとつていて、貿易が増大すると思われる。これに関連して二つの意見が最近述べられました。一つはハリマン国務次官補及びアメリカ大使館からの、日中貿易を拡大することは好ましくないという意思表示であります。この露骨な内政干渉の疑いある発言に、日本政府自身困ったようですが、しかし自由主義陣容並みのことしか考えていないからと、いう弁明によつて日中貿易の出鼻をくじかれたのは事実のようです。もう一つは、國務大臣の河野氏の「特定の国に追随する外交をやめて先立つ國自身濃霧の中に混迷しているとき、そのあとを追隨することがどんな結果をもたらすか、よく考え、民族の自主的な立場に立ち、共存外交とともに共通の利益を考え、貿易のごとき大いに伸ばすべきだ」という議論であります。これについて総理及び河野国務大臣の所見を伺いたい。

四、日韓会談を中止せよ

次に日韓会談についてであります。これについて総理及び河野国務が、まずこれは、日韓会談の前提となる原則的問題ですが、第二次大戦後の一つの特徴として、朝鮮のようないにしても、中国を国連に復帰させるべきではないという案に対し、せめて棄権すべきではないと意見が政府内部にもあります。ことしの国連総会でどういう態度をとられるか承りたい。

一つであつたし、また当然に一つに再統一されねばなりません。統一は民族の悲願であります。統一は容易でなく、しかも統一を妨げている原因が、その民族以外の大国によるため、不幸な分裂自身が紛争の種になり、緊張の原因となつておられます。こういう不幸な民族、不幸な国に対して、日本はいかなる態度をもつて臨むべきか。外国の干渉、日ソ貿易、日中貿易とも、政府が友好的であること、ソ連中国が長期化計画を持つてゐるのだから、契約の長期化をはからねばならぬとすれば、何らかの政府保証を考えるべきであること、ココムの撤廃に努力することこそが、日中、日ソ貿易等、いわゆる共産圏貿易に関連する政府の施策であらねばならぬと考えるが、総理、外務、通産各大臣の所信を承りたい。

また、もう一つは、日韓会談は何を目的とするのか。カイロ宣言によつて自由独立のものとして日本から分離された朝鮮に対して、この分離独立に関連する諸問題を解決して、国交正常化をはかるうとするのか。そうすると、朝鮮を一体として考へなければなりません。それとも、軍事政権を支援をし、アメリカの示唆にこたえて国交正常化を急ごうとするものであるかどうか。これに関連をして、国連に設置されている統一

復帰のための朝鮮統一復興委員会の存在と活動を無視しても、なお、あ

えて韓国との国交を正常化し、統一を阻害するつもりなのか、首相と外相に伺いたい。

日韓会談は、今までの経緯から見ても、あるいは新内閣になつてから予備折衝が開始され、ソウルでの高級政治会談が開かれるようですが、次の諸点を総理と外相に伺いたい。

韓国との国交正常化は、領土請求権等、諸懸案の一括解決を織り込んだ基本条約方式によるのか。諸懸案は一応たな上げにして、国交正常化のための共同宣言方式によるのか。共同宣言方式によるとすれば、竹島問題に関連する領土の問題、国籍の問題、帰国問題、対日請求権問題、李ライン問題等、懸案は、いついかなる形式と内容で解決するつもりか、伺いたい。国交正常化と諸懸案解決とを切り離し、請求権問題の解決なしに日韓会談は成立するか。日本側からいっても、竹島問題、李ライン問題が解決せずして、日韓国交正常化して、それで国民が納得する

と考えられておるのかどうか。

また、会談再開の前提と言われた韓国における日本代表部の設置問題はどうなつたか。

いわゆる対日請求権は、賠償請求権的なものか。あるいは法律的、事務的なものか。対日請求権の合法的、合理的根拠のあるものというのは幾らか。無償援助、経済援助を加えて総額幾らという形を考えているのか。請求権の範囲は、小坂外相は三十八度線の南、すなわち、韓国の地域に限り、北を含まないと答えていたが、大平外相も同様に考えていいものと理解してよろしいかどうか。

經濟協力について政府保証を考えられているかどうか。日韓經濟協力は、純然たる民間ベースでは手動式の漁網一万ドル余の無為替輸出許可の申請一件にとどまっています。

五、大学の自治と学問の自由をまもれ

この國作りの基本たる人作りは、參議院選挙の際強調された「法秩序の無視の傾向と暴力的風潮」の排除のための治安立法と呼応して、徳性の涵養、祖国愛の強調などを基礎にしようとしております。教育基本法は、憲法の民主主義、平和主義の原則に基づいて、教育の基本を、「民主的、平和的な國家社会の形成者と

り、汚職が発生する危険が多分あります。

請求権支払いを含む対韓援助は、南バトナムのゴ・ジン・ジェム政権に対する「鶴三羽に三百億の賄賂」と同一の運命をたどり、日本国民の税金を使って反共政権を支援をしたが、民族の信頼をつなげ得ない政権への援助は、民族の反感を残すのみで、泥沼に金をつぎ込むと同じ効果しかないという運命をたどる危険性がきわめてあると考えられます。以上の諸点について、総理、外務、通産の各大臣に所見を伺いたい。

次に、今度の所信表明の中心といわれる人作りについてであります。通産の各大臣に所見を伺いたい。

次に、今度の所信表明の中心といわれる人作りについてであります。この教育の転換と、アジアの緊張の激化、祖国を守る義務とは、結びつく必然性を持つております。祖國の国防衛のために一身一命を犠牲にするという徳性につながって参ります。私は、総理の所信表明を聞きながら、「この話はいつか聞いた話」という気がいたしました。世の中を変えようとするとき、政治の基本方向を変えようとするとき、まず教育の目標が変えられ、学問が政治によって曲げられ、方向づけられて参ります。学者や教育者や、なかなか教職員に懾烈な攻撃を加える右翼団

体、治安グレープの台頭と相呼応し、法秩序の擁護とともに祖国愛を強調して、人作りを進め、教育の基本理念を変えようとする池田総理の態度を考え合わせると、ちょうどあの満州事変前後、準戦体制への道を推進した時代を思い起させます。

「いつか来た道」、暗い道をまたたどらせようとするのか、総理に伺いたい。

次に、大学管理制度改革問題についてお尋ねをしたい。

参議院選挙にあたって、あるいは内閣改造の記者会見では、この点に触れました。言うまでもなく、大学は学術研究の中心であるとともに、また、人材養成の最高機関でもあります。近代国家存立発展の基礎をつかうものであります。したがって、そのあり方いかんに国民が大きな関心を寄せることは当然であります。しかし、学問の自由、学園の自治の保障、その具体化のための自治制度は今日のあらゆる先進国家のいい伝統として確立せられて参ったところであります。洋の東西を問わず、大学

の歴史は専制的な政治権力者の闘争の歴史でありました。日本で、大正の初め、デモクラシーの高揚期にやっとたたかい取られた大学の自治の原則も、その後、昭和初頭から始まつたファッショ的軍国主義の台頭期に学問思想の自由とともに弾圧攻撃が加えられました。いわく森戸事件、京大事件、この議場にも関係のある天皇機関説事件、その間ににおける荒木文部大臣——名前は違いますが、荒木貞夫文相の大学自治制度批判事件等々、数え切れないほどありました。そうしてこの大学自治と学問の自由に加えられた弾圧は、日本を敗戦に導いた序幕であったのです。今日は、総理は、大学管理問題を取り上げてどう改革しようとするのか。中教審の答申待ちと言っています。ですが、大学の管理運営に政府が責任を持つように、学長や教授の任命に抨否権を持つかいないのかはともかくとして、何らかの権限を持とうとしているのは明白ではあります。私があると言うゆえんであります。私は、故鳩山一郎氏を戦後の数少ない治と学問の自由に対する制約の企図

六、人事院勧告について

次に、国家公務員の給与改定に關する人事院勧告に関連して、總理及び給与担当大臣にお尋ねをしたい。

人事院は、十四日、国会及び内閣に對して、一般国家公務員の給与に関する連して勧告を行ないました。わが党は基本的にはこの勧告の内容に不満であります。なぜなら、労働省の毎年勤によっても、この一年間民間給与の平均上昇率は一三・三%に上っております。人事院自身が調査したところによつても、民間給与の格差は九・三%を上回っているのに、人事院は七・九%と上昇率を押えたから

であります。消費者物価指数は、昨年四月から本年三月までの間に全都市七・八%の上昇、家計費の増加は一三%，民間給与との差は依然として大きく、公務員労働者の生活水準は民間に比して大幅に低下しております。こういった実情を知りながら、なおかつこの上昇率を低く押えられた理由は、政府からの圧力と人事院の政治的考慮以外の何ものでもありません。わが党は、人事院勧告の実施にあたり、民間給与との格差解消のため、勧告を大幅に上回る措置、技術職員の待遇についての抜本的措置、実施期日、昨年十二月なされた暫定手当整理の勧告の完全実施を政府に要求をいたしました。以上の諸点と、実施期日を五月一日にさかのぼり実施するかどうか、財政上の措置をどうするか、国会の開会中勧告がなされたのでありますから、国会にすみやかに給与法の改正案と補正予算を提出すべきであります、總理及び給与担当大臣の所見を承りた

北海道に及ぶ水害と有明海の魚介類壊滅に対する対策の大綱と、その措置のため、給与とともに補正予算を組むべきであると思うが、総理、建設大臣の所見を承りたいところあります。

七、抜本的金属鉱山対策をたてよ

最後に、危機を告げ、従業員の雇用と生活をわめて不安な石炭と金属鉱業の問題について伺いたい。

四月六日の閣議決定によつて、石炭産業の安定と雇用の安定について抜本的対策がとられることが約束されました。そして、石炭調査團が九州、北海道の現地を視察して、現在答申の作成中であります。ところがこの答申を待たずして、依然として閉山、首切りはますます強く進行しようとしております。いな、進行しつつあります。しかも、その後、雇用市場は全く変化して、受け入れ態勢はない深刻な実情の中で、首切り閉山が続いております。炭労の大量動員と無期限ストライキが中止されたのは、解雇が答申までストップされ、生活と雇用の安定について政府

が誠意をもつて措置すると信じたからであります。しかるに、事実はその逆であります。もしこの事態によって、政府が閣議決定をもつて保証したのに、それが裏切られたという印象を、労働者、国民に与えるとするならば、きわめて重大な問題だと思つております。総合エネルギー対策の確立について、また炭鉱の最低賃金制について、具体案はいつごろ明らかにできる段階にあるか、総理、通産大臣にお尋ねしたい。

金属鉱業は、重要基礎産業でありますが、比較的国際競争力が弱く、費用自由化を目前に控えて、一步誤れば壊滅的な打撃を受けること必至であります。このため、通常国会で危機打開のための決議等がなされました。政府は決議に応ずるいかなる対策を立てつたるか。また、十月自由化が予定されているアンチモニーア地金、水銀、マンガン鉱石、黒鉛、石綿等の五鉱種について、格安外国品の脅威や全般的外相場の値下がりのため、保護措置のみでは対処できないといわれますが、問題の銅、鉛、亜鉛等とともに、この際、自由化を延期し、抜本的金属鉱業対

策を確立すべきであると考えるが、いかがです。すでに自由化を待たずして金属鉱業は深刻な不況に見舞われ、昨年以來一万名近い労働者の首切りが行なわ、また切られようとする現状であります。雇用の安定と離職者対策についていかに考えるか。

以上、総理の所信——具体的な内容の乏しかった所信に対して、社会党を代表しての質問を終わる次第であります。

インタビュー
北山愛郎・アジアと日本政策の焦点

次号予告

社会保障制度審議会の答申

新産業秩序の意図するもの農業構造改善事業の実態

特集

第四十一国会をかえりみて

日韓会談

日韓会談の歴史と問題

日韓会談即時中止を迫る代表質問

—河上社会党委員長—

資料

第四十一臨時国会における各委員会報告

第四十一臨時国会で成立した法案とその解説

第四十一臨時国会対策方針

(一九六二・七・二十五)

日本社会党国会対策委員会

一、基本方針

政府自民党は臨時国会を参議院の構成と前国会での未成立法案の後仕未だけに限らうとしているが、これは内外の重要な問題が山積している折から、国民の要望に忠実なものといえない。臨時国会は物価、貿易自由化、不況対策等の経済問題をはじめとして、外交、国内政治全般にわたって本格的論議を行う場とすべきである。とくにわが党としては最近の自民党の全般的な右より政策を中心に、選挙中、自民党に対する公開質問の中で明らかにした問題を、国会の場を通じ改めて徹底的に追究する。

このためわが党は一ヶ月以上の会期、首相の所信表明、予算委員会の閉会、ならびに補正予算の提出を強く要求する。また国会正常化の立場から懸案になっている国会役員の議席数比例配分をあくまで要求する。

池田内閣は経済政策の失敗と内閣改造によって表面化した派閥抗争の激化によつて、その基盤は急速に弱まっており、わが党は内閣打倒の足場としてこの国会を効果的にたたかう。

二、臨時国会で審議すべき主な問題

政府の高度成長政策の失敗が明かとなつたのであるから、経済政策の根本的な転換をはかり、その上に立つて、中小企業、および石炭・金属鉱山等の危機産業の危機打開策、貿易自由化の大幅延期、日中・日ソ貿易の拡大、アメリカの輸入制限撤廃、農畜産物の価格、流通機構の改善等を要求する。また政策の失敗を中小企業、農民、労働者にしわよせしようとしている政府の政策を徹底的に追求する。

さらに今国会で政府の明確な物価抑制策の提出を迫るとともに、公共料金等の値上げを絶対に行わないよう確約をとりつけ、政府の企図している電力、水道料金、私鉄運賃、消費者米価の値上げを未然に防止し、国民生活の安定をはかる。

2 外交問題

外交問題ではアジアの緊張激化による国民の不安を解消するため、政府の外交基本方針の転換を迫り、日韓会談の中止と日中の国交回復を要求する。また在日米軍や第七艦隊の出動にたいして政府のとつた態度を追求す。

さらに選挙中問題になつた日本の非核武装宣言の決議案を提出し、その実現をはかる。その他沖縄新政策と同調査団の問題や日米加漁業条約問題をとりあげる。

- 国内政治の面でとりあげる主な問題はつきの通り
- (イ) 集中豪雨対策ならびに一般災害対策
 - (ロ) I L O 八十七号条約の成立と百五号条約ならびに労働時間短縮の問題
 - (ハ) 今回の参議院選挙で弊害の明かとなつた行き過ぎた投票狩り出し運動の禁止と高級公務員の選挙違反の追求ならびに公職選挙法の再改正の要求
 - (ニ) 大学管理制度改正問題や道徳教育問題の追求と高校全入学のための高校増設対策
 - (ホ) 政府の失対事業打切り政策の撤回と失対事業拡大のための対策
 - (ヘ) 不当に高い地方住民税のは正要求
 - (ト) 公務員給与の大額引上げ勧告の要求
 - (チ) 政府の農業政策に対決するわが党の方針を明かにする
 - (リ) 産投会計法改正案の成立を阻止する。
- 臨時国会にのぞむ態度
- (一九六二・七・二八)
- 日本社会党中小企業対策特別委員会
- 中小企業は、最近とくに販売、受注量の減少、単価の引下げ、採算の悪化、売り掛け代金の回収難などが表面化して、苦しい資金繰りをつづけ、経営は窮屈しつつある。

さらに、十月からは九〇%の自由化計画が実施され、一方、アメリカ、EEC諸国等による対日輸入制限措置に直面して、中小企業の将来は不安にさらされている。

わが党は、この中小企業の窮状を開拓するため、衆参の各関係常任委員会において、つぎのような緊急施策を政府に要求し、その実現を期す。

一、緊急救済融資

(1) 国民金融公庫、商工中金、中小企業金融公庫の政府関係三金融機関は、短期運転資金ならびに生産調整面からの不況対策資金の需要急増の現状にかんがみ、資金計画の繰上げ措置に加えて、さらに財政資金を投入し、第二四半期の貸出し額を大幅に増額する。

(2) 災害にともなう中小企業向け救済融資については、激甚地に限らず、すべての災害地域を対象とし、別途財政資金による特別低利の救済融資を行なう。

以上の措置のため、政府はすみやかに補正予算をくむべきである。

一、自由化の延期

十月からの九〇%自由化措置にともなって、非鉄金属鉱業部門では、中小鉱山の大半はその存立が危ぶまれている。

また機械工業部門では、その関連下請中小企業が受注減、下請単価の一方的引下げなど親企業からのしわ寄せをうけて、ますます経営は窮迫をつけつつある。

これら中小企業の体质改善施策を優先し、十分な抵抗力を付与したのちにおいて、自由化計画にどりくむべきである。

一、対日輸入制限措置の排除

綿製品、雑貨、ミシン、洋食器その他わが国への中小企業輸出製品に対し、アメリカ、ヨーロッパ諸国では依然として、直接輸入規制や関税障壁による不当な輸入制限を行なっている。政府は、強力な外交折衝によってこれらの諸制限を撤回せしめ、中小企業製品輸出市場の拡大につとめるべきである。

一、中小企業基本法等関連法案の制定促進

中小企業基本法の制定、中小企業省の新設は中小企業者的一致した要望であり、政府自民党も参議院選挙において公約している。本臨時国会において速やかに同法案の審議を促進し、その成立を期すべきである。

一、下請代金支払遅延等防止法の完全実施

前国会において、三党共同提案で同法を改正し、支払期日を六十日に確定した。

その後、経済の不況から最近、手形の決済期間の長期化がいちぢるしく、一二〇日以上のものが大半をしめるにいたった。

この現状に対処し、全国でわずかに二〇名足らずの貧弱な、公取委の下請関係の陣容をもつてしては、同法の完全かつ適正な実施はのぞまらない。すみやかに関係機構を拡充強化し、同法運用の万全を期すべきである。

農業構造改善事業にたいする 党の態度（一九六二・八・一四）

日本社会党政策審議会

一、農業構造改善事業の性格

政府は農業基本法の「農業構造基本政策」を具体的に実施するため、昭和三七年より「農業構造改善事業」を進めようとしているが、これは次の如き反農民的性格をもつてている。

(1) 実施主体が不明確であり、国と地方自治体との関係、農業団体との関係があいまいである。とくに事業実施にあたって、法律にもとづかず各省達によって地方自治体を動かそうとしていることは、地方自治法第二条に照らし違法のうたがいが強い。

(2) 農業構造の改善とは、本来わが国農業の零細性の克服を目的とすべきであり、そのためには農用地の造成、林野利用の解放、経営共同化こそ重要であるにもかかわらず、これに取り組もうとせず、農地信託制度等による農地等の流動化を進めるに重点をおき、構造改善事業を通じて、中貧農層から土地を取り上げ、農民切りして政策を具体化しようとしている。

(3) 事業の重点を適地適産、主産地形弱におき生産の選択的拡大をはかるとしているが、農畜産物にたいする価格支持政策なしに、かつ

事業費の大半を農家自身の負担で実施させることでは、結果において農家に多額の借金を残す危険がある。

(4) 一市町村平均わずか四千五百万円の補助で

はほとんど何でもできない。しかも用途がこまかく規制され農家の自主性、将来の展望等はほとんど無視されている。

(5) 補助は五割以内で残りは融資となっているが、農業構造の改善には思い切った長期低利融資が必要であるにもかかわらず、融資期間は短かく、金利は高く、中貧農層は実際に参加できない。この面からも農民切りして政策が進められる。

一、党の方針

以上の如き性格をもつ農業構造事業にたいし、全国の農民は大きな不安と疑問を抱いており、すでに政府の指定を返上した地域すら出ている。わが党は、さきの国会に社会党の農業基本法案、農業生産組合法案及び農業近代化促進法案を提案し、農業構造改善の目標を、農民の自主的共同化による経営規模の拡大におき、国の強力な助成によって実施すべきことを主張してきたが、いまこそ、わが党的政策の正しさを確信をもつて農民の前に明示し、政府の意図する中貧農層切りして政策を阻止し、わが党的主張を実現するため、次の方針のもとに全力をあげて努力せんとするものである。

(1) 構造改善に関する具体的法案の制定を要求

し、国会審議を通じて政府の農業構造改善事業の欠陥を追及し、わが党的主張を明らかにするとともに、その実現を期する。わが党的主張の要点は次の通りである。

イ 構造改善事業の大前提として、農用地拡大及び土地基盤整備事業を積極的に取り上げ、国の責任において行うこと。

ロ 農民の自主的共同化による経営規模の拡大を構造改善事業の中心におき、国の強力な助成によって進めること。

ハ 農民が安心して、また意欲をもって事業に取り組めるよう、国が主要農畜産物に対する需給計画と強力な価格支持制度を確立すること。

ニ 行政区域にこだわらず、経済単位を中心とした農業近代化協議会を設け、農民が自立的に地域計画を樹立し、農業農民団体及び地方自治体が緊密にこれと協力できるようすること。

ホ 農業サービスセンター、農業機械ステーション、農業講習機関等を全国に配置し、農業機械化の促進、経営技術指導の体制を完備すること。

ヘ 助成及び融資の枠を大幅に拡大するとともに、補助率を高め、近代化資金の融資期限は三十年、金利は五分以下とし、中貧農層を含めた農業構造改善事業とすること。農民の具体的要求をまとめ、各地域における

る農民の自主的計画を積み上げ、これを国会審議に反映させて、真に全農民のための農業構造改善を実現させる。

住民税の負担軽減に関する臨時措置法案

地方税における課税方式および税率の改正により、住民税、ことに低所得層の税負担はいちじるしく急増し昨年に比して、二倍から五倍にも達する地区が続出して、物価高にならむ住民の生活を二重に圧迫している。これは所得税との関係をしや断し、負担分任を名として実施された道府県民税の個人所得税率が従来の〇・八%～五・六%の十三段階の累進率から、一五〇万円以下、二%、一五〇万円以上四の比例税率に改められたことに起因している。

政府は累進税率を比例税率に改めたのは、これによつて地方税収入の普遍性安定性を増すためといつているが、それは地方交付税などとともに実現すべきものであり、普遍性や安定性の名目によつて、負担の公平が大きくじゅうりんされ高額所得者が減税になるのについし、物価上昇と経済のアンバランスに悩む低所得層が増税されることは許すことができない。

国民の「高い住民税」に対する不満にたいし、政府は住民税は増加しても所得税を加えた総合負担では減税になると弁明しているが、それは三五

年一度に比し、三六年度も所得の増加のない場合の例であり、所得が一割そこそこ増加しただけでも住民税は少くとも二倍以上となり、所得税さえ増税になるのであって、政府の説明はまさに偽瞞に満ちたものといわなければならない。

社会党は、ここに暫定措置として「住民税の負担軽減に関する臨時措置法案」を提出し、さしあたり「高い住民税」に苦しむ国民大衆とともに、地方税の減税と負担の公平を期して斗うものである。

二、財源調整

臨時措置法の実施にともなう歳入減については、地方公共団体に交付するタバコ消費税率を(四・七%)引上げることによりその減収分を補填する。

三、実施時期

この法律は、三七年四月一日に遡及して実施する。

災害対策要綱（一九六一・八・六）

日本社会党災害対策 特別委員会

一、基本方針

なお社会党は、次期通常国会に於て大衆負担の軽減と所得不均衡是正の基本方針にたって国税(所得税)・地方税(住民税)を通ずる抜本的な改正案を提案する。特に地方税については、府県民税の軽減、市町村民税ただし書方式の撤廃、標準税率、準拠税率に替わる一定税率の制定等住民負担の大軽減をはかり併せて地方自主財源強化のために税源配分の根本的改革を行なうものとする。

一、個人の道府県民税の所得割の軽減

地方税法案第三十五条(所得割の税率)の規定にかかわらず、当分の間次の通り税額控除を行う。

- (1) 課税総所得金額三〇万円以下の者について決定税額から一率その三〇%の金額。
- (2) 五〇万円以下の者二〇%。
- (3) 七〇万円以下の者一五%。
- (4) 一〇〇万円以下の者一〇%。

と従来の災害対策に欠くるものがあつたことは争えない。党は臨時国会に當り、政府に反省を求め、再び惨害を繰返さないよう災害復旧に再検討を加え、速かに災害を復旧して民生の安定をはかることに全力を尽さねばならない。

1 今次災害は、いずれも中小河川の再決済に起因しているので、今後中小河川対策を再検討し、治水事業計画の大幅改訂、繰上げ施行、工事の一元化を行うこと。

2 再災害をうけ、又は再災害のおそれある河川堤防、農地及び農業用施設の災害復旧は改良工事を原則とし、小災害の補助基準引上げ、復旧年限を短縮すること。

3 激甚災害特別財政援助法案は、標準財政収入を超えるものの補助率を百分の百に引き上げる等、従来の特別立法の内容を下らないよう大幅修正を行うこと。

4 危険な地すべり地帯及びボタ山は、切取り等の緊急工事、砂防工事、家屋移転を行うため地すべり等防止法を根本的に改め、鉱山保安法を改正してボタ山の規制を強化する。

5 除草剤P.C.P.の使用規制と農薬の無毒化につき、農薬取締法を改正するとともに強力な行政指導、価格差補給を行い、漁場復旧、漁民生活援護の措置を講ずること。

6 国鉄長崎本線及び大村線の海岸に沿う築堤は、豪雨に堤防の役割となつて再三被害を被大しているので、国鉄は築堤の一部を陸橋と

するなど速かに改修すること。

7 死傷者続出、個人被害甚大に鑑み、罹災者の援護及び生活保障の二法案を提出するとともに、災害救助法を実情に即するよう改正すること。

二、立法措置をとるもの

1 政府提出の激甚災害特別財政援助法案は九州水害に遡及適用することを前提として次の大幅修正を行う。

(1) この法律の適用をうける地域において施行する公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設又は林道に係る小災害復旧事業に充てるため、百分の九十の地方債を認め、その元利補給を行う。

(2) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助は、従来の特別立法の内容を下らないものとし、標準財政収入を超えるものの補助率を百分の百に引上げる。

(3) 右のほか激甚市町村の指定基準その他重要な事項が相当政令に委任されているので、審議を通して明確にするとともに極力法律に規定する。

2 被災害援護法案並びに被災者の生活保障に関する法律案を提出する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第二条の定義中、原形復旧の次ぎに、災害をうけ原形に復旧した施設で再び災害にか

かったもの又は原形に復旧すれば再び災害にかかるおそれのあるものは改良工事によって再び災害をうけないことを目的とするものに改める。

(2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第二条の定義中、原形の復旧のつぎに、災害をうけ原形に復旧した施設で再び災害にかかったもの又は原形に復旧すれば再び災害にかかるおそれのあるものば再び災害をうけない改良工事を目的とするものに改める。

(3) 前二法律の連年災害の三年間を五年間に改める。

(2) 災害救助法第二条及び第二十三条の法適用基準は次官通達によらず法律又は政令とするよう改める。

(3) 天災融資法の貸付額は、一般三十万円以内に引上げ（他はこれに準じて引上げ）、償還期間は据置一年を含め十年以内に改める。

(4) 地すべり等防止法を地すべり・ボタル崩壊による災害防止法に名称を改め、切取り等の緊急工事を規定し、国の補助を四分の三に引上げ、家屋等の移転には勧告規定を設けて国の補助と公庫融資を行うとともに緊急工事又は防止工事、関連工事を行うこと

ど社会党提案の内容となるよう改め、一方鉱山保安法を改正し、ボタル山集積場の規制を強化する。

(4) 農薬取締法は、品質本位の登録規定を使

用規定に強化し、人畜の被害に魚貝の被害を加え、地域を指定して使用を規制できるよう改め、国が価格差を補給する規定を設ける。

三、行政措置をとるもの

1 灾害復旧工事の年限は、緊急工事は一年、通常工事は三年に一年短縮させること。

2 国鉄は長崎本線及び大村線の築堤の一部を陸橋とするなど改修を行ふこと。

3 除草剤P.C.Pの使用規制と農薬の無毒化について速かに対策をたて、同時に大幅かつ高率補助の漁場復旧、稚貝種苗購入及び漁民の生活援護の措置を講ずること、国会はその決議を行う。

4 地すべりと鉱害の関係につき、白紙の立場にある中央の真に権威ある調査を行い、原因を究明して速かに災害防止の対策をたてるこ

災害対策法律案要綱

日本社会党灾害
対策特別委員会

七月および八月の集中豪雨による被害につき、

さきに決定した災害対策要綱にもとづいて、二十四日つぎの通り法律案二、改正法律案六を提出する。なお近く激甚災害特別財政援助法案に対し修正を提出する予定。

一、ぼた山崩壊防止法案

七月八日の集中豪雨において長崎県江迎炭鉱

のぼた山が崩壊し、江迎町の中心部住宅二百戸以上、国鉄、国道を埋没する大惨害を起したばかり、佐賀県伊万里市でもぼた山二ヵ所が崩壊して水田、県道を埋没したが、なおこのように崩壊の危険があり緊急措置すべきぼた山は唐津、北松田だけで六十五に上っている。從来鉱業権等のないぼた山は地すべり等防止法によって崩壊防止工事を行なうことになっているが、今まで対策はほとんど講じられていない。しかも今回崩壊したぼた山は現に採掘し、または鉱業権者等が現存しているものであるが、鉱物資源開発を目的として坑内保安を律前とする現行鉱山保安法の運用実態をもつてしては鉱害防止の実効を期することは到底困難であり、とくに今日の石炭危機の事情において鉱業権者等の責任に期待することは不可能に近い。こと極めて緊急を要するので、国土保全と民生安定のため、この特別立法によってぼた山の崩壊を防止しようとするものである。

1 建設大臣または農林大臣は、ぼた山のある区域で、公共の利害に密接な関連あるものをぼた山崩壊防止区域に指定する。

2 都道府県知事は、防止区域を管理し、防止工事および附帯工事を行う。

計画を作成して、ぼた山の切り取りその他防止工事および附帯工事を行う。

建設大臣または農林大臣は、規模が著しく大であるとき等、国土保全上重要と認むると

ときは直轄工事を行う。

4 防止区域内で立木竹の伐採、のり切り、切土、土石、鉱物の掘採又は集積を行うとき等は、知事の許可を受けねばならない。

5 都道府県知事は、崩壊の危険があるときは、居住者に立退きを指示し、家屋等の移転または除却を勧告する。

6 都道府県知事の行う工事または直轄工事の費用は、国が五分の四、都道府県が五分の一を負担する。

7 鉱業権者または租鉱権者は、崩壊防止工事および防止区域の管理に要する費用の四分の一を納付する。

8 都道府県は、家屋等を移転または除却した費用の三分の一（畜舎、収納舎等は二分の一）、国はその三分の一を補助する。

9 家屋の移転者等には、住宅金融公庫から資金の貸付けを行う。また農業用の家屋その他施設の資金は都道府県が無利子の貸付けを行い、国は補助金を交付する。

10 崩壊防止区域内にある鉱業権者または租鉱権者のぼた山については鉱山保安法の適用を除外する。

二、鉱山保安法の一部を改正する法律案

ぼた山が今後崩壊のおそれがないよう規制を強化し、鉱業権者の義務として「捨石集積場の位置並びにその高さ及び傾斜度」の措置を行うことを加える。

三、地すべり等防止法の一部を改正する法律案

七月八日集中豪雨の地すべりによつて佐賀県太良町大浦地区は死者四十三名、重傷者三十一名の大惨事をひき起したのをはじめ、九州各地に地すべりの被害が多かったことは、ぼた山崩壊とともに今次九州水害の特異の現象であった。しかも現在なお除々に地すべりがつづき、地割れが拡がつて居住避難の危険状態にあるものは、佐賀県下だけで六十六地区、六百八十二戸に上り、僅かな予算で地表水排水や水ぬきボーリングを行う程度では、地すべりの危険を防止することは困難であるので、国は国土保全のため緊急に切取り等大規模の防止工事を高率補助によって施行させる必要がある。また現に地すべりをつけ家屋を解体しつつある地区も、國から防止区域の指定をうけるには少くとも三ヶ月以上を要し、とくに住民は崩壊埋没の不安に戦ひながらも、費用がないため家屋等の移転ができず、途方に暮れる悲惨な実情にあるので、民生安定のため家屋移転等の勧告、これに基づく補助、融資等の特別対策を講ずる必要がある。

1 この法律からぼた山関係を、別途ぼた山崩

壊防止法案の立法に伴つて削除し、名称を地すべり防止法に改める。

2 緊急に切取り等の大規模工事を行うため、防止工事に「地塊の切取り」を加える。

3 主務大臣は、防止区域の指定について、速かにその手続きを完了するようになればならないこととする。

4 都道府県知事は、地すべり被害のおそれあるものに家屋等の移転または除却を勧告することを加える。

5 防止工事の国の補助は、現行の渓流施工（砂防）三分の一、その他二分の一を、ともに四分の三に引上げる。

6 都道府県は、関連事業計画や移転等の勧告にもとづいて家屋等を移転除却した費用の三分の一（畜舎収納舎等は二分の一）、国はその三分の二を補助することを加える。

7 都道府県は、農業用の家屋その他施設に要する資金に無利子で貸付けを行い、国は補助金を交付する。

四、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

五、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

七月の集中豪雨によって一十八年の大水害、三十二年諫早大水害で原反旧を施した中小河川堤防、農地および農業用施設は一ヵ所も残さないほどに再度決済の災害をうけ、関係者の打

撃は勿論、国費のこの上ないムダ使いとなつて

いるので、このような被害の愚を繰り返さないよう、多年の懸案である改良復旧に踏切り、早期完全を図るため、

1 原形に復旧した施設で災害にかかる箇所、または原形に復旧するだけでは災害防止に十分な効果が期待できない箇所は必要な改良工事を災害復旧事業とみなすことにより改めることを加える。

2 緊急工事は三年以内を二年以内に繰上げる。

3 農林水産業施設の連年災害の実情と財政事情に鑑み三年間を五年間に改める。

六、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

最近の物価騰貴による農業経営の実態と被害農林漁業者の長期にわたる復興の窮状に鑑み、経営資金の貸付けをそれぞれ倍額に改め、償還期間の五年と十年に、据置期間を三年以内に改める。

七、農薬取締法の一部を改正する法律案

七月の豪雨によって、かねて紛議を起していきた水田除草剤P.C.P.が流入して魚貝類が死滅し、有明海においては関係福岡、佐賀、長崎、熊本四県漁民は二十億円、琵琶湖は四億円といふ決定的打撃をうけた。從来農薬取締法は人畜に被害のない農薬を登録するだけで自由に販売

使用されていた欠陥があり、幸い殆んど魚毒性のない新農薬も生産段階に入っているので、今回これを改め、使用規制を加えようとするもので、

1 農薬の登録は、人畜のほか水産物植物に被害のないものを加える。

2 農林大臣または都道府県知事は、地域を定めて農薬の使用を制限、禁止することができることを加える。

3 使用を制限、禁止された農薬に代わる農薬の購入に要する価格差に、国は補助することができる。

八、三十七年七月及び八月の風水害による被害者の援護に関する特別措置法案

従来風水害によって生計の途が絶え、家屋家財をうしない、また不幸死傷者を出した、いわゆる個人災害に対して、国、地方公共団体は生活資金の貸付け、見舞金、弔慰金等の援護を行つていなかつたが、地すべりや河川堤防の決済に見られるように国土保全の対策が不十分であった被害の原因や、気の毒な罹災者を救う社会保障の立場から、援護の特別措置をとろうとするもので、

1 市町村は、風水害のため、被害をうけた世

帯や働くことのできなかつた被雇者、労働者の生活資金として、二十万円以内を無利子、無担保、十二年以内の償還期間で貸付ける。

2 市町村が、その財源のため起する地方債は

国が全額引受け、利子を補給し、損失を補償する。

- 3 国は、住居および家財を全部滅失した世帯に十万円、一部被害には一万円から八万円での見舞金を支給する。
- 4 国は、風水害で死亡した者に一人につき十万円の弔慰金、負傷、疾病にかかった者に医療費を支給する。

申し入れ

内閣総理大臣池田勇人殿
労働大臣大橋武夫殿

日本社会党
委員長 河上丈太郎

日本社会党

日本社会党
東北開発特別委員会

昭和三十七年八月七日

- 一、当面、失業対策事業の拡充強化
- 二、失対賃金の引上げ、就労日数の拡大、適格雇用への促進をはかるという案が労働省で考えられていわれる。自民党も、失対事業の全面的打切りを提案している。
- 三、国民に勤労の権利を保障した憲法第二七条のしかし、この構想は、
- 四、失対労働者及家族の生活権をおびやかすものである。

さらに、東北における電力の開発を促進し、低廉で豊富な電力の供給をはかり、とくに農業用電力に対しても特別措置を講ずる等東北の地域的特性に適応する電力対策を早急に実施するよう強く要望する。

右申し入れする。

申し入れ書

現在、労働者は、「失業対策問題調査研究会」を設置し、失対事業の問題については検討しているが、伝えられるところでは、高令者は、生活保護への切りかえを行い、体力のあるものは民間雇用への促進をはかるという案が労働省で考えられていわれる。自民党も、失対事業の全面的打切りを提案している。

政府は近く東北電力料金の値上げ申請を認可する方針の模様であるが、このような公共料金の引上げは、さきに政府が閣議決定した「公共料金値上げ抑制に関する決定」に根本から矛盾するものであり、同時に、他の諸物価の値上がりを誘発して、国民生活を圧迫しその影響は極めて甚大である。

二、失対労働者及家族の生活権をおびやかすものである。

したがって社会党は、このような自民党及び政府の構想には絶対反対であり、さらに、政府が、失業者の最低生活を保障するために、次の政策をおこなうことを強く要求する。

一、失業者、生活困窮者の就職及生活安定のた

ごらんのように、今月号から本誌は、従来の資料集としての性格に、解説記事、日間日誌などあらたな要素を加味することになった。表紙の装いも変え、名も「政策資料」と改めた。

これは、日常の党活動に貢献するためには、生の資料集を提供するだけではなく、関連資料や重要な政策問題の解説などを付することが必要だとの結論に達したからである。

編集委員会は、さしあたり、「活動家のための便利帳」として、本誌を編集する方針である。改題第一号が、果たしてこの方針に沿い得たかどうかは、活動家諸氏の批判をまつ以外ない。

なお、従来は、発行が不定期だったが、今月号からは毎月十日に定期刊行することとした。

本誌の内容の充実向上のため、各方面のご協力やご批判をお願いしたい。

(横山泰治)

